

中国四国地区

アーカイブズ  
第17回 ウィーク

人、モノ、記録・記憶と  
文書館資料

集まる・集める

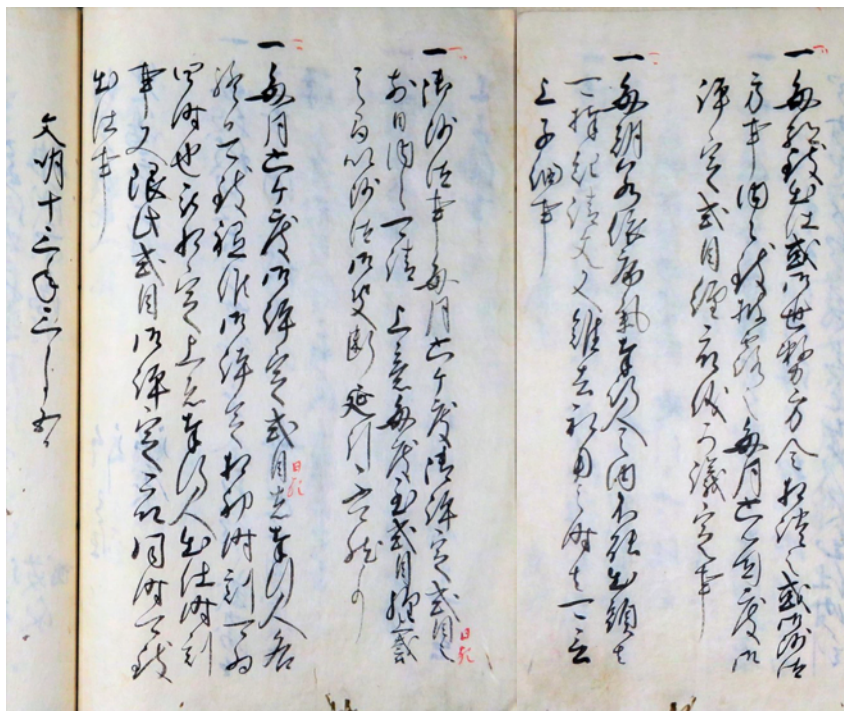
アーカイブズ展示  
解説シート

2022年 6月1日(木) → 6月7日(木) 山口県文書館

もん じょ かん

## 「集まる・集める」 解説シート目次

柱	No	シート名	担当
人	1	大内氏の「評定」	和田
	2	「普請」で集まる人と物～寛保の利根川普請と萩藩～(1)	吉田
	3	「普請」で集まる人と物～寛保の利根川普請と萩藩～(2)	吉田
	4	明治期、毛利家に集まる人々 (1)	吉田
	5	明治期、毛利家に集まる人々 (2)	吉田
	6	「ヒト」が集まる～議会・結社など～	浅川
	7	集合写真（記念写真）を撮る	山本
	8	大群衆～昭和 38 年山口国体～	山本
モノ	9	年貢米を集める	河本
	10	椿を集める	河本
	11	書籍を集める～江戸時代の宮司家の場合～	重田
	12	新聞社、集める (1)	重田
	13	新聞社、集める (2)	重田
	14	新聞社、集める (3)	重田
	15	「集める競う」～百花繚乱！博覧会～	浅川
記録・記憶	16	大内氏掟書	和田
	17	徳山藩断絶前の記録収集	吉田
	18	藩の法令を集める	山崎
	19	家臣の所蔵文書を集める	山崎
	20	戦の記憶を集める～萩藩前期の戦国軍記編さん～ (1)	山崎
	21	戦の記憶を集める～萩藩前期の戦国軍記編さん～ (2)	山崎
	22	戦の記憶を集める～萩藩前期の戦国軍記編さん～ (3)	山崎
	23	記録を集める～近代山口県の土木事業～	浅川
	24	集めて考えよう	山本



大内家掟書のうち奉行人掟条々（近藤清石文庫98（20の15））



## 大内氏の「評定」

### 《大内氏の「評定」》

中世に西日本有数の武家であった大内氏の権力体としての意思決定は、当主臨席のもと、最有力家臣（いわゆる宿老）たちが集まって行う「評定」と呼ばれる会議でなされていました。

ここでは、そういった「評定」のしくみや実態について、断片的な資料から探ってみます。

### 《いつ開かれたの？》

大内氏掟書によると、「式日評定」（定例の評定）は毎月6回行われることになっていました。実例から確認できる日は、19日と25日です。また「評定」の開始時刻は、四時（午前10時）でした。

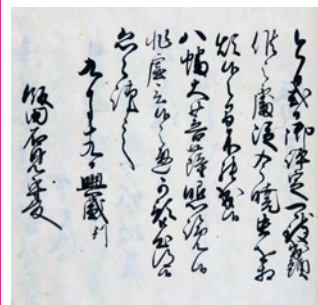
### 《「評定」のメンバーは？》

「評定」において発言権を持っていた正式なメンバーは、「御屋形様」と呼ばれた当主と「評定衆」であったと考えられます。

「評定衆」の交名（名簿）は残念ながら

ら残っていません。しかし、評定の結果決まった法令などを発布する公文書の署判者から推定される「評定衆」の顔ぶれは、陶・問田・杉・内藤氏らの最有力家臣たちでした。つまり、家格も高く、政策を実行する場においては「国代官」（守護代）や重要地の「代官」、政所など重要機関の長官を務めていた者たちが、意思決定の場では「評定衆」として「評定」に加わっていたと考えられます。彼ら「評定衆」の地位は、幕府の奉公衆や他家の使者に準ずるものであったのもつとものことです。

なお、日常の政務を担っていた「奉行衆」は、「評定」に諮るべき事項をあらかじめ合議しており、また「評定」が開かれる日には、終日伺候するように求められていました。したがって、彼らも「評定」には深くかかわっていましたが、発言権があったのかどうかは疑問です。室町幕府の「御前沙汰」においては、「奉行衆」が進行役を務めているので、大内氏の場合も同様であったと考えられています。



「評定」の欠席届/  
関録99内藤小源太

大内義隆の晩年に「評定衆」と考えられる内藤興盛が「式日御評定」（定例の評定）を欠席する際に提出した届書です。

当日の早朝から腹痛がするからという欠席理由と、それが嘘でないことを神仏に誓約する旨の文言が記されています。当時の状況から、おそらく仮病であったと考えられます。

## 《話し合われた内容は？》

「評定」で審議され、決定された事項としては、①家臣への知行地の配分や軍事行動の決定などの重要な政務、②法令の制定、③訴訟の裁定などがあげられます。そして、「評定」で決定された事項は、たとえば「殿中日日記」と呼ばれる公用日記などに書き留められ、法令として発布されたりしました。また法令は、当主の名前ではなく「評定衆」と推測される有力家臣の連名で出されることもありました。

## 《実態は？》

大内政弘が当主であった文明13年（1481）の大内氏掟書には、「評定」当日の議論が長引かないように、前日にあらかじめ当主の意見を内々にうかがっておくようにという規定があります。ここからは、「評定」の場

喧々諤々の議論が交わされ、紛糾することもあったことがうかがえます。これは当時の言葉で「分国」と呼ばれた数か国にわたる大内氏支配下の国々の統治を委任されて直接現場と向き合っていた有力家臣たちと、当主との利害が必ずしも一致していなかったことを反映しているものと考えられます。

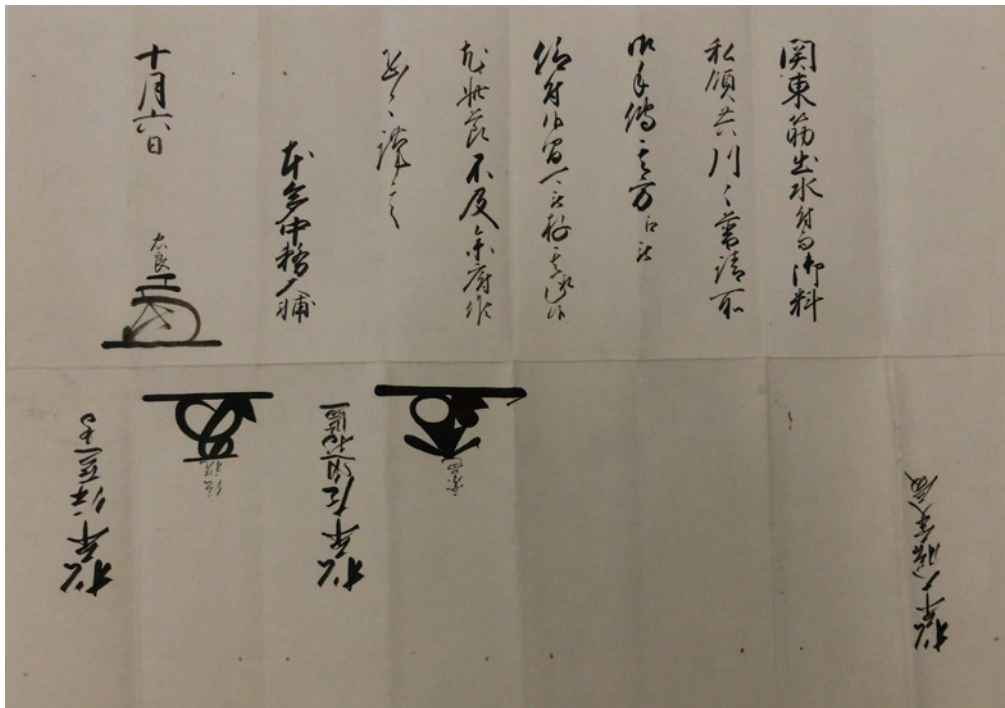
また大内義隆の晩年には、「評定衆」と思われる陶隆房や内藤興盛が仮病を使って「評定」を欠席しており、このころは「評定」がまともに機能していなかったのではないかと考えられます。

なお、史料的な表現としての「評定」には、「御評定」のように「御」がつく場合とつかない場合があります。両者は意味が異なり、単なる「評定」の場合は当主が臨席していなかった可能性があるという説もあります。

一 毎朝致出仕、或御世務方令相談之、或御沙汰  
方事内々致披露之、毎月六箇度御  
評定式日経衆儀可議定事、  
一 毎朝若依病氣、奉行人之内不能出頭者、  
可捧起請文、又難去私用之時者可言  
上子細事、  
一 御沙汰事、毎月六ヶ度御評定式日之  
前日内々可請 上意、毎度至式日経上裁  
之間、御沙汰御決断延引不可然事、  
一 毎月六ヶ度御評定式日者、奉行人各  
終日可致祇候、御評定相初時刻可為  
四時也、被相定上者、奉行人出仕時刻  
事、又限此式日御評定衆同時可致  
出仕事、  
（四八一年）  
文明十三年三月五日

### 大内家掟書のうち奉行人掟条々（近藤清石文庫98（20の15））

文明13年（1481）大内政弘の治世に定められた奉行人の服務規程です。このなかに「評定」が毎月六回開催されることや、「評定」が長引くのを防ぐために前日に当主の意向を内々にうかがうこと、定例の「評定」当日は奉行人も終日出仕すること等々、「評定」に関する事柄が記されています。



江戸幕府老中連署奉書（毛利文庫遠用物近世後期1071（2の1））

## 「普請」で集まる人と物

### ～寛保の利根川普請と萩藩～（1）

#### 《寛保の関東大水害》

時は寛保2年（1742）。8代将軍徳川吉宗の治世の末期にあたります。この年の8月1日、関東地方では大雨が降り各地で川が氾濫しました。また8日にも大雨に見舞われ、忍（おし、現埼玉県行田市）・川越（現埼玉県川越市）・古河（こが、現茨城県古河市）・関宿（せきやど、現千葉県野田市）などの諸城にも被害が生じる大災害となりました（『徳川実紀』）。

幕府は甚大な被害の発生を受け、10藩（裏面の【表1】と写真参照）に修復工事を命じました。そのひとつが萩藩でした。上の写真はその時の幕命を萩藩に伝えた文書です。ここでは、萩藩が利根川の普請事業を担った際の、人や諸物の「集まる」をキーワードに紹介します。使用する資料は、毛利家文庫42御勤事22「上利根川御普請御手伝一事記録」です。

#### 《「萩藩」現地へ》

この普請を命じられた萩藩主は6代毛利宗広です。拜命時には国元・萩にいました。上の写真にも「参府に及ばず」とあって、江戸にいなかったことがわかります。

萩藩の陣容を見ていきましょう。

総奉行には加判役の毛利筑後（広定、右田毛利家）が据えられ、副奉行は清水長左衛門（元周）が置られました。このほか、用人、本締役、目付などが配されました。主だった者13人に加え、場所見廻奉行、大工頭、医師（外科医、針医を含む）などが加わり、名前が記された人は141人を数えました。加えて、足軽や中間などが615人。両者を合計すると756人となりますが、それ以外にも、例えば惣奉行の毛利筑後に従う人々もいますから、実際にはこれよりも多い人数が従事したことになります。つまり萩藩からは800人



上利根川御普請御手伝一事記録（毛利家文庫42御勤事22）

寛保2年、萩藩が幕命により利根川普請に従事した際の記録。当初は7冊でしたが、現在は16冊に分冊されています。

裏面にもあるように、この普請は岩国の吉川家も行ったことから、それに関する資料も含まれています。

前後の人員を現地に派遣して、この事業を行ったと言えます。

さて10月6日に幕命を受けたものの、萩からも人を派遣しなければなりません。そうした人々の江戸到着を待ちながら、11月29日に普請が開始されました。途中、12月21日から翌寛保3年1月14日までの年末年始の休みを挟み、3月28日、作業は完了しました。

幕府役人による普請現場の検査を受け、4月15日、参府した毛利宗広は江戸城に登城し、将軍から褒賞されています。

関東筋出水付而、御料・私領共川々普請所御手伝、其方江被仰付候間、可被存其趣候、尤此節不及参府候、恐々謹言、

本多中務大輔  
十月六日 忠良（花押）  
松平伊豆守 信祝（花押）  
松平左近将監 乘邑（花押）  
松平大膳大夫殿

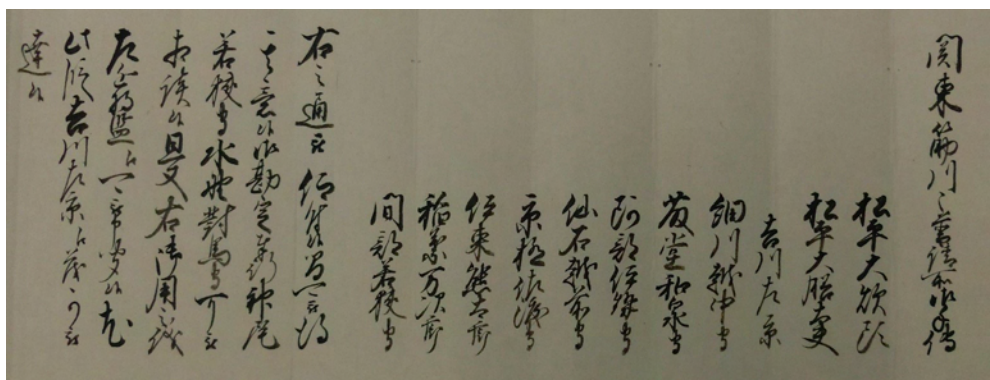
表写真の釈文

【表1】寛保2年利根川普請従事大名

大名	居所	石高
池田継政	備前国岡山	31.5万石
毛利宗広	長門国萩	36.9万石
細川宗孝	肥後国熊本	54.1万石
藤堂高豊	伊勢国津	27.0万石
阿部正福	備後国福山	10.0万石
仙石政辰	但馬国出石	5.8万石
京極高矩	讃岐国丸亀	5.1万石
伊東祐之	日向国飩肥	5.1万石
稲葉泰通	豊後国臼杵	5.0万石
間部詮方	越前国鯖江	5.0万石

【表2】寛保2年利根川普請秩藩主要13名

役名	人名
惣奉行	毛利筑後
副奉行	清水長左衛門
御用人	末国与左衛門
御留守居御普請方兼役	児玉市之助
	井上半兵衛
	小笠原仁左衛門
本ノ役	坂九郎左衛門
	周田孫兵衛
	山縣市郎兵衛
御目付	粟屋五郎兵衛
	南方又八郎
物頭	檜崎弾右衛門
	吉田八右衛門



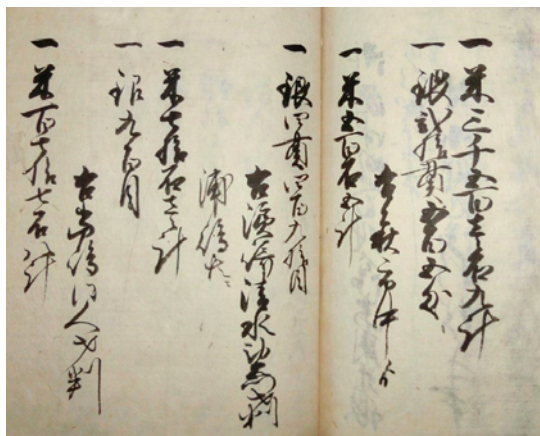
関東筋川々普請所御手伝

松平大炊頭  
松平大膳大夫  
吉川左京  
細川越中守  
藤堂和泉守  
阿部伊勢守  
仙石越前守  
京極佐渡守  
伊東熊太郎  
稲葉万次郎  
間部若狭守

右之通被 仰付候間、可被得其意候、御勘定奉行神尾若狭守・水野对馬守可被相談候、且又右御用之儀左近将監江可被申候、尤此段吉川左京江茂可被達候、

人  
集まる  
モノ  
集める  
記録・記憶  
と  
文書館資料

⇒ 3



- 一、米三千五百石九斗
- 一、銀貳拾貫五百五匁
- 右萩市中老
- 一、米五百石五斗
- 一、銀四貫四百九拾目
- 右浜崎清水勘衛門才判
- 浦・島共ニ
- 一、米七拾石老斗
- 一、銀九百目
- 右当島同人才判
- 一、米百七拾七石八斗

上利根川御普請御手伝一事記録十より（毛利家文庫42御勤事22（16の10））

## 「普請」で集まる人と物

### ～寛保の利根川普請と萩藩～（2）

#### 《普請に出る人々》

引き続き「上利根川御普請御手伝一事記録」（毛利家文庫42御勤事22）から、寛保2年（1742）に幕命により萩藩が行った利根川普請を紹介します。

萩藩の担当場所は、現在の埼玉県深谷市から行田市、宮代町に至る利根川とその支流です。決して狭い範囲ではありませんでした。

それではその範囲の普請事業にどのくらいの人々が従事したのでしょうか。ここで取り上げている資料からは、実際に出た人数はわかりません。しかし、ひとりあたりに支払う賃金を基に算出した支出総額から人数の凡そは窺えます。それによれば、「出人足」は89万1千人余、「上人足」は2万9千人余が出た計算です（裏面【表1】参照）。

また「老幼男女」も7万7千人余とあります。これは今回の利根川普請は被害を受けた河川沿いの人々への救済も兼ねていたことから、年齢・性別を問わず広く近隣住民に募集をかけていたことによります。「土持桶数」の記載は、普請事業の中で土を運んだ場合に支払われる賃金と考えられます。

これら諸々を合計すると、8万4千貫文余と、莫大な支出がありました（実際に計算すると、総計として挙がっている額より8文少なくなっています。写し間違いか、計算間違いか。原因は不明です）。

#### 《膨大な支出》

これまで示したものは銭での支出分で、銀での支出分も別にありました。

裏面【表2】がそれを一覧にしたものです。こちらは御普請所の人足賃や竹木の



関東筋川普請各藩分担図  
（毛利家文庫58絵図65）

利根川をはじめとする関東の河川普請に関する各藩の分担図。地域ごとに藩主名が貼られています。

この図は後年の天明6年（1786）のもですが、今回取り上げた寛保2年時にも類似のものが作られたことでしょう。

人 ③

運送代等に1,700貫余、筆・墨・紙・蠟燭代等に116貫余、炭・油代等に28貫余、祈祷料等に155貫余、家臣への報償費に103貫余、家臣の出張に伴う諸費用や風呂焚き代・馬の飼料代などで481貫余、家臣の赴任手当などに300貫余、合計で2,984貫余の経費となっています。

こうした莫大な出費にあたり、萩内の商人と百姓から米と銀の献上が行われました。献納に応じた人員は、萩市中は447人、各宰判は総計で1,526人だったそうで、その総額は、米は7,900石余、銀で135貫余とのことでした。ここにも、人々による力の結集の結果が数字として残っています（前ページの写真は、萩市中と浜崎・当島宰判分です。各地で挙げられた数値を実際に合計すると、総計で4石5斗不足しています）。

### 《文書をまとめ、集めて保管》

命を受けてから事業を完了するまでの約半年間、様々

【表4】作成文書・記録一覧

文書・記録	点数
御普請仕様帳	10冊
御普請御場所絵図	1枚
御代官方被相渡候御普請御勘定御清帳下書	8冊
御勘定所江差出候御普請一事御勘定御清帳写	8冊
公儀御入用之諸色代永請負人請取証文七拾四通継立	一括り
御用之諸色運送永銭御手伝方方払方相成請負人・請負証文七拾五通継立	一括り
御普請所之内村々江切渡賃銭名主請取証文継立	一括
元小屋場跡地引渡相成名主受取証文	1通
同跡地切返し地代其外名主地主請取証文	1通
御代官石原半右衛門殿印鑑	1枚
御普請役并御代官手代印鑑帳	1冊
此御方諸色奉行印鑑帳控	1冊

【表2】銀払経費一覧

支出額	支出項目
御普請所人足賃銭并御用之竹木其外諸色運送賃、且又元小屋御会所其外諸所小屋掛一卷以入用之分	1,797貫523匁7分2厘
御会所其外諸御道具調代御用紙墨筆蠟燭其外小々御買物代并小玉銀両替之歩銀御道具持運び賃ともに	116貫678匁5分1厘
御手伝二付、御客并御普請役衆御代官手代其外賄料炭油代、扱又於御普請所寒風之節出人足共江粥湯御吞せ被成候代共二	28貫760匁3分8厘
御手伝一卷諸御勤金銀并御普請所御用達候名主組頭百姓共二被遣金銭且御祈祷料共二	155貫713匁5分2厘
御普請成就之上、為御賞美懸り之御家来中拝領被仰付、金銀巻物其外并於御場所小々被遣金銀御国方江戸方大坂役人江拝領被仰付候分共二	103貫267匁1厘
御手伝二付被差登候御家来中御扶持方米代御場所入込最初旅宿被差置候旅籠代御丁場入替り之節并見廻り被仰付候路料旅籠代昼飯代足輕以下定ル御勘渡銀飛脚路料刀差當仲人御抱給金飯料諸日用賃銀、且元小屋二おみて湯風呂御焚せ候代金御貸馬買代飼料馬具調代、扱又御家来御賃金銀共二	481貫995匁5分7厘
御手伝懸り諸士中旅役銀として御勘渡之分	300貫111匁5分7厘
合計	2,984貫50匁2分8厘

な文書が作成されたことは想像できます。そうした文書はそれぞれまとめられ、ひとつに集められて保管されました。【表4】がそれを一覧にしたものです。勘定書、図面、各種証文類など、多様な文書があったことが窺えます。

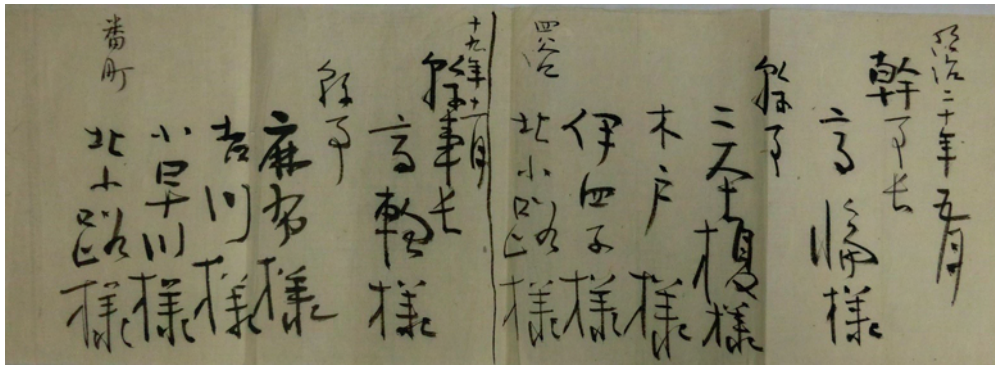
【表1】銭払普請費用

項目	人数等	金額
出人足	891,892人3分	7,432貫356文
上人足	29,174人6分	4,376貫338文
老幼男女	77,730人	2,135貫314文
同土持桶数	60,795.0	1,242貫553文
名主宰料	13,898人5分	2,084貫772文
	合計	84,163貫333文

【表3】萩藩領からの献上米銀

献納地	献納品	
	米	銀
萩市中	3,501石9斗	20貫505匁
浜崎	500石5斗	4貫490匁
当島	70石1斗	900匁
奥阿武	177石8斗	6貫400匁
前大津	100石	16貫800匁
先大津	200石	12貫目
美祢	287石6斗	
吉田		14貫300匁
船木	558石	9貫798匁
小郡	650石	
山口町		30貫目
山口	218石7斗	1貫目
三田尻町	204石5斗	
三田尻	230石	
徳地	300石	
都濃	370石	
熊毛	235石8斗	6貫500匁
大島		13貫匁
上関	300石	
合計	7,909石4斗	135貫693匁





明治二十年五月	幹事長	高輪様	幹事	二本榎様 木戸様 伊皿子様 北小路様	四谷
十九年十一月	幹事長	高輪様	幹事	麻布様 吉川様 小早川様 北小路様	番町



御宗族懇親会一件書類より（毛利家文庫3公統256）



## 明治期、毛利家に集まる人々（1）

### 《明治の世になって》

明治の世になり、萩（長州）藩主であった公爵毛利家の人々は東京に住むことになりました。新たな生活の中で、数々の「集まり」がありました。ここでは、当時記された日記から、毛利家の人々がかかわった「集まり」を垣間見たいと思います。

### 《宗族懇親会》

毛利家が東京に居を移したとは言え、山口との関係が途切れたわけではありませんでした。

まずは毛利一族の集まりから見てみましょう。年始や年忌法要などの集まりもありましたが、ここでは「宗族懇親会」と言われる会を取り上げます。

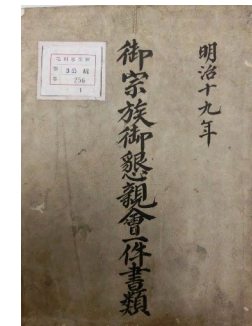
「宗族懇親会」には、公爵毛利家とその子息、末家と呼ばれた人々（長府毛利・徳山毛利・清末毛利・岩国吉川）に加えて、先祖を同じくするとして新たに加わった北小路家、さらには木戸孝允家の

人々が集まりました。当初は毎月第3土曜に開催されていたようですが、時代の経過とともに、春と秋の年2回の開催へと変化していました。会場はまちまちですが、多く使われたのが芝にあった紅葉館（こうようかん。跡地は現在、東京タワーが建っています）。高級料亭を使って開催されていました。

上の写真は、「宗族懇親会」に関する資料の中で、明治19年（1886）11月と、明治20年5月に開催された会に関するものです。この頃の宗族懇親会には幹事長と幹事が置かれ、会を運営していたことが窺えます。この時の2回はいずれも幹事長を「高輪様」、つまり公爵毛利家がつとめています。また、幹事は複数の家が輪番でつとめていたようです。

### 《旧臣隔月懇親会と例会》

旧萩藩士とのつながりも健在でした。例えば「旧臣隔月懇親会」という懇親会。その名の通り2ヶ月に1度、こちらも当初は



御宗族御懇親会一件記録（毛利家文庫3公統256）

この資料には、御宗族御懇親会の参加者名簿など5点が入っています。

表題には明治19年とありますが、左上の写真にもあるように、翌20年のものも含まれています。

「御宗族御懇親会」の実態が窺える数少ない資料のひとつです。

第3土曜日に開催されていました。スタートは明治11年（1878）と考えられます。

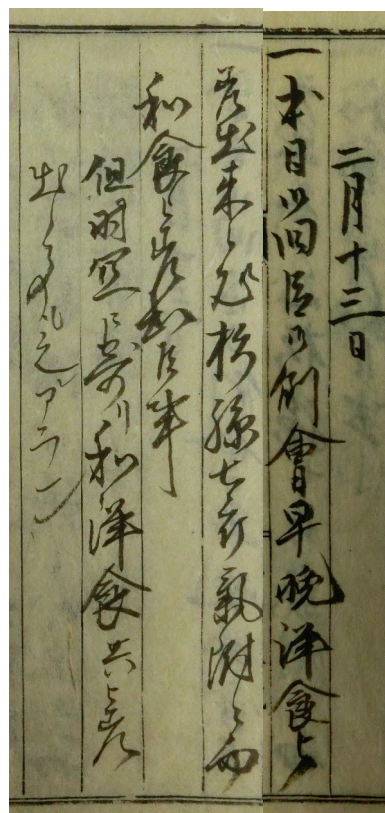
類似の集まりに「例会」と日記に記されるものがあります。「例会」とだけしか出てこないの、特定の一つの会を指すのか、複数の会ながら定期的開催されるものそれぞれを表しているのかはより精査が必要ですが、「例会」は毛利家一族と旧臣が集まる会であったことはわかります。例えば、明治15年7月13日の記事には、吉川経健・小早川三郎・杉孫七郎・林友幸・野村素介・山尾庸三・榎村正直・毛利重輔・高杉丹治・岡義亮などの名が

「来会員」として挙がっています。

一方で前出の「旧臣隔月懇親会」の会員の名前は日記上には出てきませんが、開催案内の通知を80通前後出した記事が散見し、多人数で構成されていたと窺えます。そこから、「旧臣隔月懇親会」の会員とこの「例会」に加わる旧家臣の人々は重複していたと考えられます。おそらくそうしたことから、「旧臣隔月懇親会」と「例会」は明治12年、合併して同日開催へと変更されたのでしょう。その後、「故旧懇親会」などとも呼ばれた会は、明治21年には年1回の開催となりました。

二月十三日  
一、本日御旧臣御例会、早晚洋食被  
差出来候処、杉孫七郎氣附二而  
和食被差出候事、  
但、時宜二寄り和洋食共被差  
出候事も之レアラン、

毛利家文庫5忠愛公 107（6の3）  
「御次雑事録」明治九年二月十三日条より



上の写真は、明治9年（1876）2月13日の記事です。

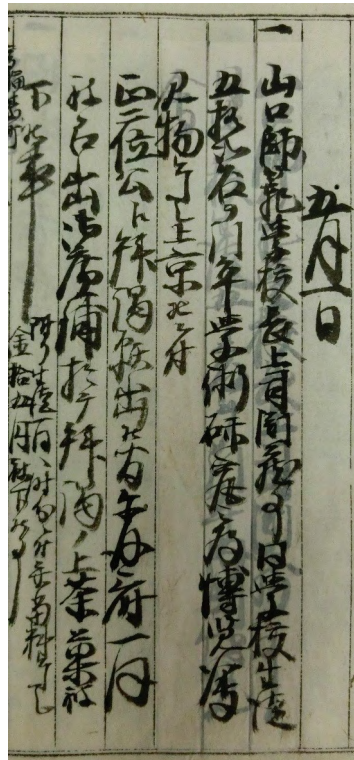
これに先立つ1月13日、「年始会」と称する会が催され、伊藤博文・山縣有朋・杉孫七郎らが毛利邸に集まりました（木戸孝允は病欠）。この時は洋食が出されたそうです。

翌月に開催された2月13日の「御旧臣御例会」では、これまでの例に倣って洋食を出そうとしたところ、杉孫七郎から和食にするよう指摘がありました。

但書には、「時に応じて和食を出したことも洋食を出したこともあったけれど…」とあって、杉の指摘に対する毛利家の担当者のつぶやきが聞こえてきそうです。和食を出すのか洋食を出すのかが問題となるところは、それ以前にはなかった明治時代ならではのエピソードとも言えそうです。

五月一日

一、山口師範学校長上司淵蔵事、同学校生徒  
五拾式名ヲ引卒、(率カ) 学术研究之為博覧会  
見物として上京候二付、  
(毛利元徳)  
正二位公江拜謁願出候間、午後三時、一同  
被召出、御広鋪於テ拜謁ノ上、茶菓被  
下候事、 附り、生徒一同へ時分二付并当料として  
金拾五円被下候事、



「用達所日記」明治23年5月1日条より（毛利家文庫19日記65（30の14））



## 明治期、毛利家に集まる人々（2）

### 《山口県ゆかりの高官集う》

引き続き毛利家文庫に含まれる明治期の日記の記事から、毛利家に集まる人々を見ていきます。

山口県出身の政府高官、貴族院・衆議院議員、上京してきた高位の軍人、府県知事が毛利家の招きをうけることができました。

例えば、明治24年（1891）3月12日、山口県選出の貴族院・衆議院議員が毛利家に招かれ、饗応を受けています。前年に開設された帝国議会を受けてのもので、来邸人として、瀧口吉良・吉松三郎・大岡育三・野村慎造・吉富簡一・井上正一・堀江芳介・吉川務の名が挙がっています（毛利家文庫19日記65「用達所日記」（30の14））。また松本鼎は和歌山県選出ながら、山口県出身であることを理由に招待されています。

続く3月14日には、勅任官（明治憲法下で勅旨により任命される高級官吏

〈『国史大辞典』〉以上の人々と、陸海軍の佐官（大佐・中佐・少佐）相当以上が新年会に招かれています。この時は81名を招待し、35名が来邸しています。

このほか、山口県出身知事も毛利家に招かれています。明治22年2月15日条には、群馬県の佐藤与三知事ほか7名の知事と次官を招いて日本料理で饗した記事が見えます。毛利家と山口県出身知事とが関係を持ち続けていたことが窺えます。さらにこの宴席には山口県の原保太郎知事らも加わり、総勢10名が招かれました（「用達所日記」）。このように、山口県知事（古くは山口県令）に対しても、毛利家は関係維持に努めていたのです。

### 《山口県から上京する人々》

東京の毛利邸を訪れるのは、高位高官の人々だけではありませんでした。明治7年10月5日と12日には、群馬県富岡製糸場で修練を積んだ工女が毛利邸を訪れています（5日には44名、12日には



尚齒会一件  
（毛利家文庫9諸省545）

「尚齒会一件」は3冊に分かれ、明治17年から30年（例外として明治34年の会員死亡届）までの対象者名簿（参加者名簿も兼ねる）や、加入願や転居届などの各種書類を含む資料です。

毛利邸での式次第や招待状の雛形もあって、尚齒会についてより深く知ることができます。

4名）（「用達所日記」）。彼女たちは帰県の途次の訪問でした。

一方で山口県から新天地を求めて北海道へ渡る人々が、旅程の途中で毛利家を訪れています。明治17年3月28日には、毛利元徳夫妻と毛利元昭が揃って、移住する115名の人々に面会しています（毛利家文庫5忠愛公115「御奥日記」（19の6））。

また、明治23年には山口県の学生が上京した際、毛利邸を訪れた記事が散見します。この年は上野で第3回内国勸業博覧会が開催されていて（シート15参照）、彼らの上京が続いたのはその見学のためでした。5月1日の事例では、毛利元徳夫妻は揃って面会し、「演説」をしたとあります。学業修練への激励だったことでしょう。茶菓を与え、庭などの見学を許しています。さらに、弁当代として15円を下賜しています（前ページの写真）（「御奥日記」、「用達所日記」）。

《在京者の集まり》

「学生」をキーワードにすると、在京学生との関係もあります。学習院で学ぶ学生の内、山口県出身者は、毛利

邸の庭園を拝借し、懇親会や運動会を催していました。明治28年10月18日の記事によれば、この会を「秀英会」と呼んでいたようです（「防長秀英会」と記した記事もあります）（「用達所日記」）。

こうした若者たちの集いに加え、70歳以上の高齢の人々の集まりである「尚齒会」という会がありました。

「尚齒会」は在京する「御旧臣」の者の内、70歳以上の男女を年1回、例外はありますが毎年4月に毛利邸に招き、長寿を賀して饗応、また盃と真綿を下賜しています（下表参照）。第1回となった明治17年は26名の参加とありますが、次第に参加人数も増加し、毛利元徳在世中では、明治28年に最も多い54名の参加がありました（「御奥日記」、「用達所日記」）。

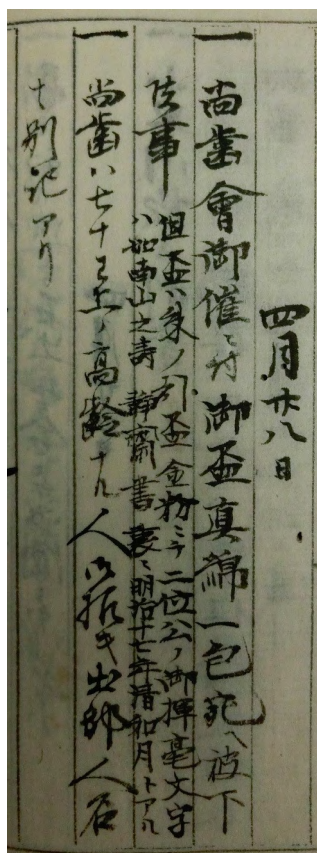
このように毛利家が山口県を離れても、山口県ゆかりの人々は、毛利家に集まり、つながりを保ち続けていたのです。

四月廿八日

一、尚齒会御催二付、御盃・真綿一包宛へ被下候事、但、盃八朱ノ引盃、金粉二三二位公ノ御揮毫、文字八如南之山寿、静齋書、裏二明治十七年清如月トアル、

一、尚齒八七十已上ノ高齢ナル人御招キ出邸人名者別記アリ、

毛利家文庫 19 日記 65 (30 の 9) 用達所日記  
明治 17 年 4 月 28 条より



年	月日	参加者数	出典
明治17	4/28	26名	奥・用
明治18	6/18	33名	用
明治19	4/12	40名余	奥
明治20	4/20	40名計	奥・用
明治21	5/28	36名	用
明治22	4/30	42名	奥・用
明治23	4/5	48名	用
明治24	4/11	47名	用
明治25	4/2	52名	奥・用
明治26	4/8	50名	奥・用
明治27	4/7	48名	用
明治28	4/6	54名	奥・用
明治29	4/11	37名	用

尚齒会開催状況（明治17年～29年）

出典：奥）御奥日記

用）用達所日記

第1回尚齒会の記事。毛利元徳（正二位公）の揮毫のある盃と真綿が下賜されています。



上：初代県会議事堂（富田家文書1）下：傍聴席・新聞記者席（「紀念写真帳」三由家文書34）



## 「ヒト」が集まる～議会・結社など～

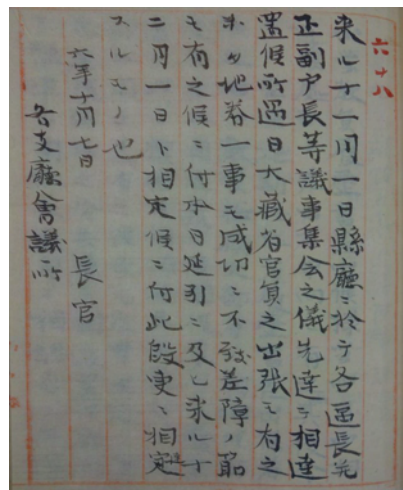
### 《県会を開く》

「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」。五箇条の御誓文のこの一節は、明治新政府が議会制度を遠望していたことをものごとがたっています。

明治6年（1873）4月、地方長官を東京に招集して開かれた「地方官会同」は、行政上の問題点解決のためには「話し合い」や「議論」が必要とされることを印象づけ、各府県における「地方民会」設置の機運を高めることになりました。

山口県では、同年10月に、民政の最前線にあった区長や戸長らを議員とする「地方民会」が招集されました。これは、全国的にみても、地方民会招集の非常に早い事例です。

この会議は、のちに、府県会規則のもとで編成された「県会」と区別するために、「県庁大会議」の名称が用いられ、明治9年10月までの間、計5回開催されました。多数決制度の採用など議会としての仕組みが徐々に整えられていきました。



▲地方民会招集を伝える布達（明治期山口県布達類12）

第一回の県会が開かれたのは明治12年3月。このとき県会議事堂が新築されました（大正5年〈1916〉11月の通常県会から、その舞台は大正の新議事堂〈重文〉に移されました）。議場は議論が沸騰するだけでなく、県政に対する興味関心が交錯する場所でもありました。



大正天皇后行啓記念写真帳（劍持家文書512）

大正11年（1922）3月、「大正天皇の病氣平癒祈願」、「摂政宮（昭和天皇）の欧州訪問からの無事帰朝の報告」のため、香椎宮・箱崎八幡宮・太宰府天満宮への貞明皇后の行啓が実施されました。その往路、13日、三田尻毛利元昭邸に宿泊。写真は、翌朝、お召し列車に向かう貞明皇后一行に対する松崎小学校での奉送の光景です。校庭に整列した教員と児童が日の丸を掲げて敬意を表しました。

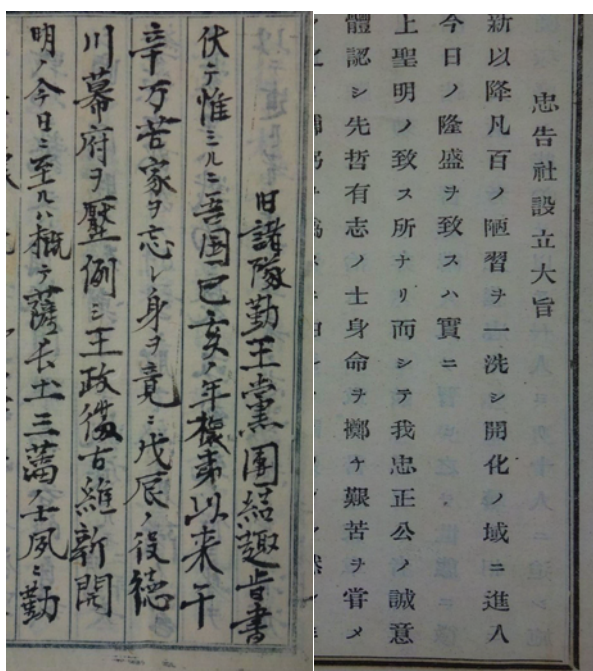
### 《集まる＝団結する》

明治10年代、全国各地で憲法制定や国会開設を要求する自由民権運動の炎が燃えさかりました。県下での運動は過激な展開を見せることはなく穏やかなものであったとされます。いわゆる民権結社のような強烈な政治色を帯びることはなかったものの、同じ理念のもと結社の簇生がみられました。ここでは、「勤王党」と「忠告社」について紹介することになります。

勤王党は維新をかけぬけた諸隊隊士により明治15年（1882）に結成されました。その趣意書には「政府の公布条例（＝集会条例）を遵守」することや、「皇室を奉戴」することがうたわれています。その後、開墾社と改称、厚狭郡での石炭採掘と塩田経営による土族授産に注力する実業結社へとシフトチェンジしたようです。

忠告社は明治14年に結成されました。趣意書や社則には、文明開化のもたらした軽躁浮薄な世相に警鐘を鳴らし、「防長二州ノ人」として「先公ノ意志ヲ奉シ先哲ノ誠忠ヲ継カント欲スル」とあります。国家や中央を対局に置くことで、近代国家における「防長独自のありかた」として「忠正公（毛利敬親）の誠意」をよりどころとする団結が肝要であることが述べられています。

どちらの結社についても、反民権の結社として位置づけられているものの、その活動の実態を詳らかにする記録は残っていません。



▲左：旧諸隊勤王党団結趣旨書（県庁戦前A総務2001）  
右：忠告社設立大旨・社則（内藤家文書307）

### 《集まる＝並ぶ＝記念撮影》

昭和6年（1931）11月28日、山口公会堂で開催された山口県町村会長臨時総会の出席者による記念写真。春日山山頂の防長先賢堂を背景に撮影されたものです（写真中央、椅子に腰掛けた人物が岡田周造知事）。町村長会による県会への建議は、県政に民意を反映させるための大切な手段のひとつでした。姿勢を正して写真に写った参加者の表情からは、「地域の声」を県政に届けようとの情熱や矜持を感じることができます。



▲「山口県町村長集会宣言決議及議決事項顛末」（勝間田家文書121）より

### 《集まる＝式典に集う》

重要文化財旧県庁舎の南側に、神殿風の記念碑（昭和2年〈1927〉5月29日除幕式挙行）がたたずんでいます。この場所は、大正15年（1926）の行啓の時、皇太子（昭和天皇）がお出ましになったバルコニーの向かい側にあります。秋吉産の大理石で組み立てられ、大森吉五郎知事の撰文が記された銅製銘板は大阪市の造幣局で铸造されたものです。皇太子が県庁に立ち寄られた5月29日を期して、毎年、記念式典が開かれ、国家の繁栄と安寧が祈願されました（写真は昭和10年の式典の様子、記念碑前に集合した県職員に向けて式辞を読み上げるのは菊山嘉男知事）。



▲行啓記念碑除幕式行啓記念式一件（県庁戦前B38）より



山口県師範学校丙午学級修学旅行記（行政資料10内務-7）

人

⑦

## 集合写真（記念写真）を撮る

### 《集合写真を撮る》

特別な行事や新たに集団が作られた時、そこに「集まり」、あるいはその集団に所属した証として集合写真（記念写真）が撮られます。

集合写真を撮る時には、一齐に正面を向き、カメラをよく見て、カメラマンのシャッターの合図と共に瞬きをしないように気を付けるなど、ある種の息の詰まるような緊張が強いられます。その場の全員で記念の一瞬を作るといった感じでしょうか。

集合写真は、いつ（時）、どこで（場所）、何のために人が集まり（目的）、そこに誰（人）が写っているかを確認できる貴重な資料ですが、ともすれば「誰が写っているか」を確認することで終わってしまいがちで、当事者以外からすれば動きのないやや退屈な写真です。

ここでは、集合写真がどのように撮られたのかに注目することを通して、その場の空気に迫ってみたいと思います。

### 《明治42年修学旅行団の写真》

上の写真は、明治42年（1909）、山口県師範学校で行われた修学旅行の集合写真です。近畿、関東地方を16泊17日で廻った大旅行で、後に旅行記が編集されました。写真はその口絵に収録されているものです。

この写真が日常のクラス写真でないのは明らかです。引率教員2名、体調不良等で参加できなかった5名を除く生徒49名が、荷物と雑嚢をたすきがけにし、足下はストッキング。まさに「旅行隊」といった格好です。肩の荷物には旅行用品のほか食糧としての米も入っているのかもしれませんが。

### 《写真の場を読む》

この写真はいつどこで撮られたのでしょうか。修学旅行では観光地で記念写真を撮ることはよくありますが、この写真はどうも観光地ではなさそうです。拡大してみると背後の建物の入口にうっすらと部屋の名前らしき字が見えますが、読み取ることは



山口県師範学校丙午学級修学旅行記（行政資料10内務-7）

この修学旅行は、明治42年4月12日から28日にかけて、16泊17日で行われ、ルートは山口→大阪→奈良→山田（伊勢）→名古屋→横浜→東京→日光→鎌倉→京都→神戸→宮島→山口でした。旅行後、生徒の手により、この旅行記が作成されました。

困難です。ガラス越しに、部屋の向こう側の天井まで続く大きな窓ガラスも写っており、かなりの大きさの建物のようです。ひな壇を組んで撮られていますので、出発前に写真技師を呼び学校で撮られたと考えるのが自然です。

しかし、旅行記によれば、この修学旅行は当初4月13日午後の出発予定であったものが、時節柄、京都本願寺参詣者で車が混むとの理由から急遽出発が繰り上げられ、12日午後8時に山口軽便鉄道の山口駅（現在の山口市民会館の所。師範学校はその向かい、現在の山口市役所の所）に乗り込んだとあり、出発直前の夜分にはこの写真は撮れません。旅行記には記述はありませんが、事前に今回の旅行の結団式が行われ、そこで撮られたのかもしれませんが。

### 《カメラ目線》

大旅行出発前の期待と緊張感に包まれていたと想像される、その写真としては、写っている一人ひとりを注意深く見ると、足を組んだり腕を組んだり、カメラを見ずに斜めを向いている生徒が多いのが気になります。やや集中力に欠けているようにも見え、今だったら、先生から「前をよく向きなさい」と叱られそうです。



実は、このころの集合写真を見ても、多くの場合、皆が一斉に正面を向いていないことに気がつきます。

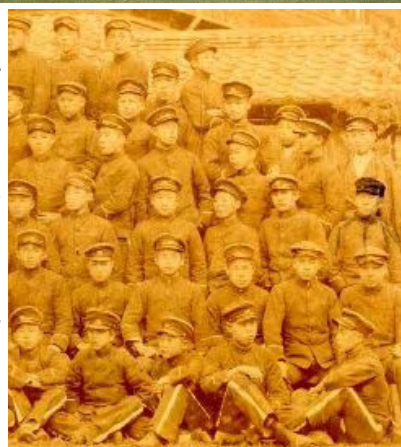
例えば、右上は山口中学校明治37年の集合写真です（亀田家文書178）。一見、クラスで校舎の前にきちんと集合して撮られたフォーマルな写真に見えますが、拡大してよく見ると、写真が撮られる時に、たまたまよそ見をしていたというよりは、明らかに横を向いたり、斜めを向いたり、腕を組んだり、カメラを意識してポーズを取っています。

集合写真の際には、カメラの前で思い思いに自分らしいポーズを取るとというのが当時の集合写真の写り方として普通だったのかもしれませんが、また、後で集合写真の中の自分をトリミングして引き延ばしても様になるようなポーズ



が意識されていたのかもしれませんが。

このことは、学生に限ったことではなく、一般の集合写真でもカメラから意図的に正面をはずす例がしばしば見られます。



下の写真は『防長肖像鑑』で634人分の県内著名人の肖像写真が収められています（文書館図書281、明治43年発行）。その肖像写真のほとんどが斜めを向いており、カメラ目線を避けています。

「集まって」は撮るけれど、それぞれが肖像写真のごとく自分自身の写真写りの良いポーズで写る。今の我々の感覚よりも集合写真の写り方に自由があったと言えるそうです。

冒頭の写真も、一生の思い出となる旅行の写真だからこそ、一番のお気に入りのポーズで写ったのかもしれませんが。







山口国体関係写真〔開会式会場〕（久幸虎雄文書370）

人 ⑧

## 「大群衆」～昭和38年山口国体～

### 《山口国体開会式》

昭和38年(1963) 10月、第18回国民体育大会（山口国体）が開催されました。その開会式には、選手・役員1万6千余人、マスゲーム出演者や式典補助員1万5千人、それを見守る観客が4万2千余人。まさしく「大群衆」でした。

上の写真は開会式の航空写真です。スタンドを埋め尽くした観衆や各県選手団を運んだ約280台のバスが整然と幾何学模様のように並ぶ様は、圧巻です。

山口県にとって、これだけ多くの選手・観客を全国から迎えるスポーツイベントは初めてのことでした。非日常的な規模の人々が集まる行事をスムーズに運営するために、どのような準備がなされたのでしょうか。大会を支えた舞台裏を見てみましょう。

### 《交通・輸送上の課題》

この大会の成功の鍵は、選手・関係者の輸送をいかにして円滑に行うかなど、交

通対策の良否にかかっていると認識されていきました。逆に言えば、交通面が一番の不安材料であったわけですから。この課題に対しては、国体事務局の交通部と輸送部が主に対応しました。

大会が開かれた頃の日本は自動車保有台数の急増期にあたり、山口県でも昭和37年末において14万台、毎年20%の増加がありました。それに伴い主要幹線の交通量も、年間10%～20%増加していました。

また、競技場の北側を通る現在の国道9号線はまだなく、人々の輸送は競技場の南側を通る当時の国道9号線（現県道204号宮野大歳線）と国鉄（現JR）山口線に頼らざるを得ない状況でした。

大会開催にあたり、まず、開会式に集まる人の数と車の台数の予想、そして限界交通量の査定が行われました。これによると、開会式には7万人余が集まり、車の数は7,300台余。入場締め切り時の午前



第18回国民体育大会報告書〈行政資料 60各団-154〉

昭和38年山口国体の実施報告書です。不安視された交通問題を無事クリアして大会は終わりました。大人数が集まるこのイベントを成功させるために、どのような準備がされ、運営がなされたのか、その様子を、この報告書から振り返ることができます。

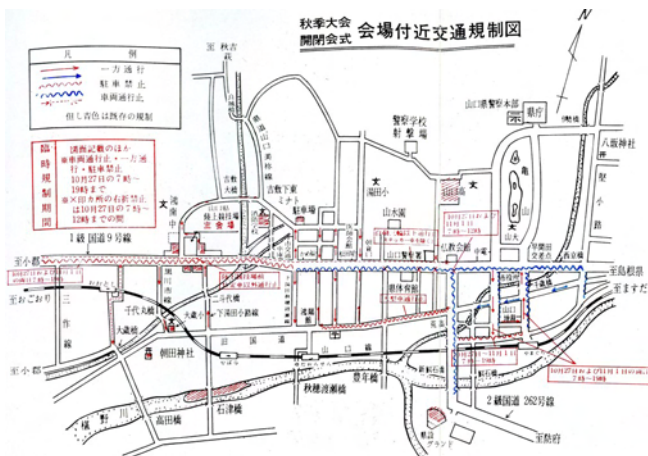
11時までに延べ1万台以上の車が通行すると見込まれました。

これに対し、当時の国道9号線は最も狭いところで幅が8mで、常時674台の交通量がありました。この道路の限界交通量は片側1車線につき607台とされていましたので、開会式当日にこれだけ多くの数の車を通すことは許容範囲を遙かに超え、混乱が生じることは明らかでした。交通事故が続発することも心配されました。

この交通問題をクリアするためには、①開会式当日の大規模な交通規制、②大量の参集車を収容するための駐車場の拡張整備、③選手・大会関係者を円滑に輸送するための綿密な輸送計画などが必要でした。

### 《交通規制》

下の資料は開閉会式の交通規制図です（「交通のしおり 山口国体秋季大会」〈リーフレット昭和38-13〉）。



これによると、大会関係車以外の車は、競技場を中心に広い範囲で国道への進入が禁止され、車の通行を妨げることのないように競技場周辺が6.5kmにわたり駐車禁止とされています。さらに、一方通行区間や国道に進入する車両の右折禁止箇所を設けるなどして、車の流れがスムーズになるよう計画されました。

2度にわたる模擬国体で交通規制の訓練を行ったことや、規制についての事前広報が徹底されたことなどにより、当日の交通規制は極めて円滑に運営されました。

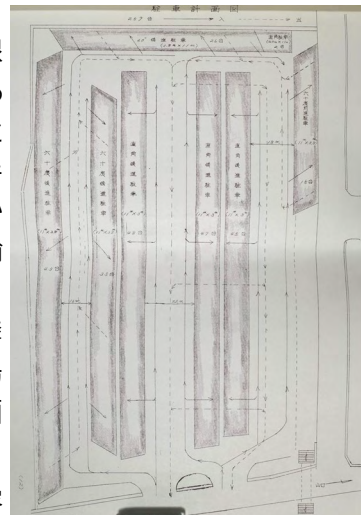
### 《選手輸送》

次の資料は国体事務局輸送部が作成した「第18回山口国体輸送計画書（第1次案）」（平田家文書41）です。これには選手・関係者および観客の輸送方法が細かく記されています。

山口国体は、県下各地の会場に分散して競技が行われました。各会場の宿舎から開会式への選手輸送については、当初、鉄道輸送が検討されました。



しかし、単線の山口線では輸送等量に限界があり、一般観覧者の来場と時間が重なるため、選手掌握・体調管理の観点から、宿舎から直接、バス輸送されることとなりました。右の資料は競技場に隣接して設けられた駐車場におけるバスの配置計画図です。



全259台のバスを収容するため、駐車場への進入経路、駐車場内での進み方、そして駐車方法が示されています。開会式までの限られた時間内に、確実にこのような配列で駐車を完了させる必要がありました。

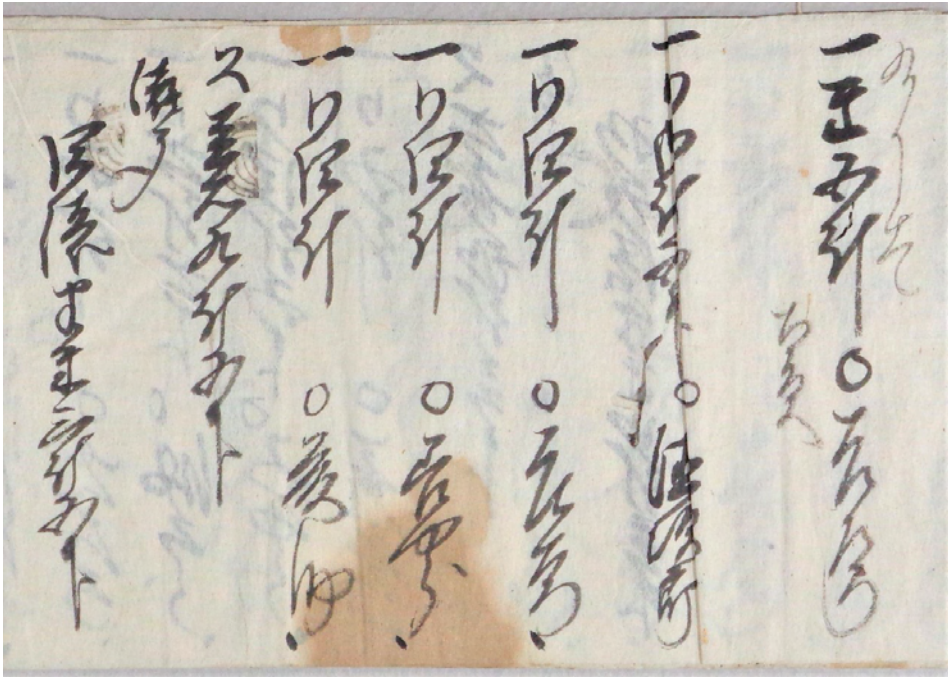
駐車スペースをできるだけ有効利用するために、進行方法を定め、「直角後進駐車」、「60度後進駐車」、「60度前進駐車」を適宜組み合わせなど工夫が施されています。この計画にしたがい、幾何学的な模様のバスの配置はできあがり（右下）。

ただ、第1次計画案であるためか、実際の写真と見比べると、この計画よりも60度傾斜の駐車が多く、また、進行方向が変わったのでしょうか、60度傾斜の向きが逆になっているなどの相違点があります。

このような周到な準備を経て、また県バス協会の全面的な協力もあり、選手団のバス輸送は滞りなく実施されました。そのような努力の結果、国体史上最高の数の人々が開会式に無事、「集まる」ことができたのです。



第18回国民体育大会報告書  
〈行政資料60各団-154〉



⇒ 9

モノ ①

佐郷島御米方収納帳 佐川家文書（平生町佐合島）847（4の1）

## 年貢米を集める

### 《佐川家文書》

佐川家は、江戸時代には上関宰判佐郷島（現平生町佐合島）で庄屋や畔頭を、明治以降は佐賀村会議員や佐合島漁業協同組合長などを務めた家です。

伝来文書のほとんどは当館に寄託され、利用されています。目録にあがる文書の件数は7917件。県内の地方（じかた）文書のなかでも、質量ともに屈指の内容を持つ文書群です。

このなかから、江戸時代の年貢収納に関する帳簿を紹介します

### 《佐郷島御米方収納帳》

右の写真は、この帳簿の表紙です。「佐川宇平次組」とあるように、畔頭佐川宇平次が作成したものです。

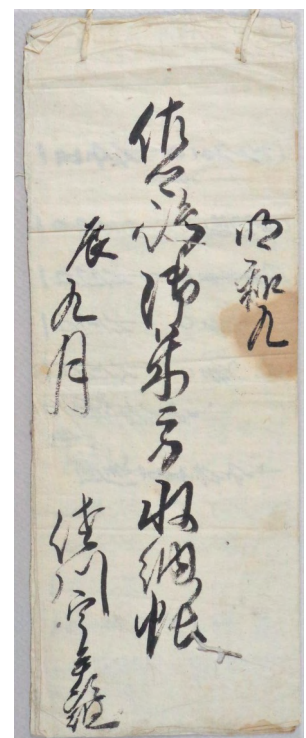
この帳簿には、9月11日を皮切りに11月7日まで、約2ヶ月の間に行われた年貢米納入について、納入した百姓と年貢米の数量（俵数）が記されており、そ

九月十一日	吉左衛門
一米五斗	土貢
一同式斗五升	徳次郎
一同四斗	庄右衛門
一同四斗	善四郎
一同四斗	藤助
以上壹石九斗五升	
俵ニして	
四俵半米三斗五升	

れをまとめると、裏面の表のようになります。

上の写真はこの帳簿の冒頭部分で、9月11日に吉左衛門ら5人の百姓が合わせて1石9斗5升の年貢米を納めたことがわかります。

当時の米俵は4斗俵だったので、0.4石×4=1.6石となり、残りの0.35石つまり3斗5升の米は、俵にできない端数の米となり、これを半米と称したようです。



佐郷島御米方収納帳  
明和9年（1776）

表 明和9年（1776）佐郷島での年貢米納入

月日	人数	石高	俵
9月11日	5	1石9斗5升	4俵半
9月15日	9	6石2斗1升	15俵半
9月22日	5	3石3斗8升	8俵半
9月26日	1	2石8斗	7俵
10月17日	11	14石6斗4升	36俵半
10月25日	1	3石6斗	9俵
11月7日	2	4石2斗	10俵半
11月7日	2	1石2斗	3俵
計	36	37石9斗8升	94俵余

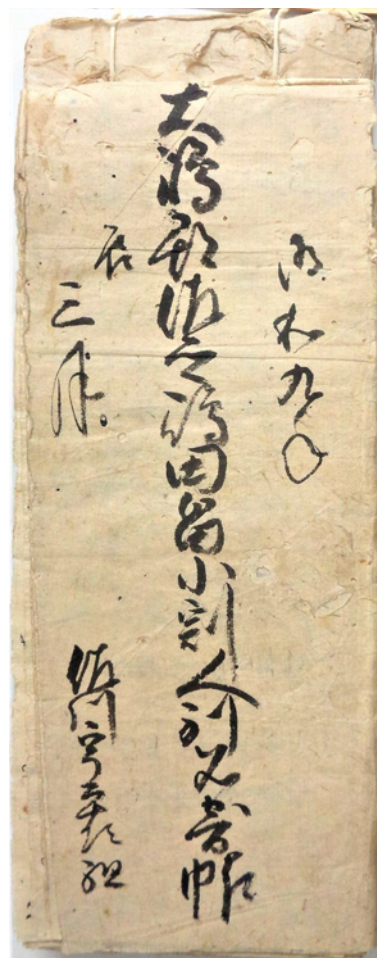
《大島郡佐郷島田畠小割人別名寄帳》

右の写真は、明和9年3月に作成された名寄帳です（佐川家文書〈平生町佐合島〉212）。

萩藩では、毎年春、耕作に入る前に百姓個々の年貢が決められました。災害などがなければ、秋にはそのとおりに年貢を納めました。これを「春定」（はるさだめ）と言いました。それぞれの名請する田畠に応じて、秋に納入する米銀が春には決められていました。名寄帳は百姓から年貢を集めるための基本台帳でした。

百姓個々には、「下札」といって、この名寄帳と同一の内容が記された一紙が春に手渡されました。

下の写真は、名寄帳の「括り」（合計）の部分で、朱書された「并三拾六石七斗四升五合九勺貳才」（36石7斗4升5合9勺2才）は、この年に佐郷島全体で納められた年貢米の合計です。この数値は、「佐郷島御米方収納帳」の総計（上の表）とほぼ同じです。



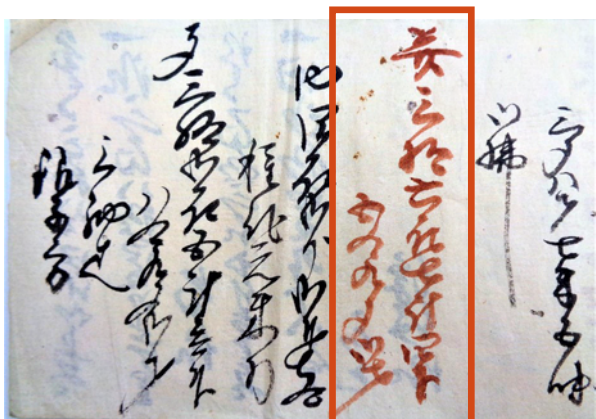
大島郡佐郷島田畠小割人別名寄帳  
明和9年（1776）

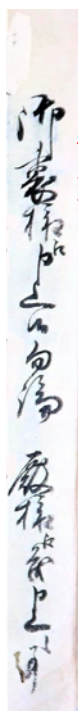
なお、春3月の「名寄帳」作成時、秋の年貢納入後に確定した数値を書き込むために、予め行間があけてありました。

水稻は生き物であり、その年の天候や様々な条件によって、その生育は影響をうけます。また稲の品種には早生・中生・晩生という違いがあるので、「表」のように年貢米納入日は同じにはなりません。

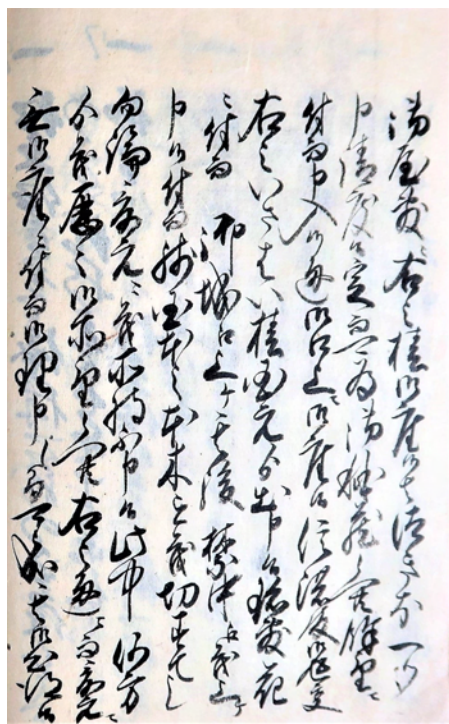
収穫最適期に刈り取りを行って、米俵にして蔵納をする個々の百姓側に立ってみると、納めた年貢米についてきちんと記録されることは大切なことでした。

また畔頭佐川氏の立場からも、いつ誰が年貢米を何俵持ってきたか、きちんと書きとめておく必要があったと考えられます。人の記憶は正しい場合もありますが、正確に記録を残しておくことが後々の無用な混乱を避ける最善の方法だったのです。

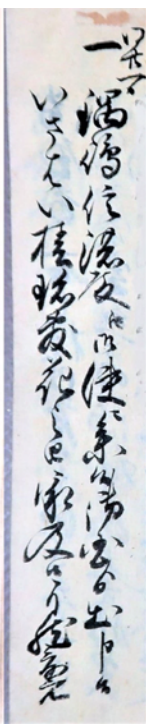




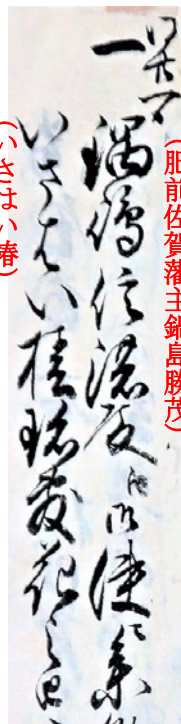
(御裏様)



(中略)



(いさはい椿)



(肥前佐賀藩主鍋島勝茂)



寛永13年（1636）3月21日条 公儀所日乗（毛利家文庫19日記4）

## 椿を集める

### 《江戸時代の園芸》

江戸時代前半、何度か園芸ブームが起きました。寛永期（1624～44）の椿、寛文～貞享期（1661～88）の躑躅（ツツジ）、元禄～享保期（1688～1736）の楓と、それぞれの花卉（かき）を育て鑑賞することに人々は熱中したといえます（有岡利幸『椿』法政大学出版社、2014年）。

2代将軍徳川秀忠は、椿を大いに好み、江戸城内の花畑に椿を栽培していました。また後水尾天皇（上皇）も同様に椿を好んだそうです。

それもあって大名や公家の間で椿がブームとなりました。それぞれ椿を栽培して鑑賞し、お互いの椿を交換して楽しんだといえます。なかには、將軍や天皇に椿を献上する者もいました。

### 《椿》

図鑑などを見ると、椿には数多くの品種

があることに驚かされます。椿は日本原産ですが、海外でも愛好され世界中で栽培・鑑賞されているそうです。

こうしたことは、園芸好きの皆さんには当たり前の話かもしれませんが、門外漢には驚き以外の何ものでもありません。図書館あるいはネットで検索してみてください。

身近に椿の花を見る機会が多いと思いますが、県内では、萩市笠山の椿群生林が有名ですね。2万5千を超すヤブツバキ。一度は見ておきたいものです。

### 《萩藩毛利家と椿》

「公儀所日乗」の記事を見ると、毛利家も椿ブームの渦中にあったようです。

寛永13年（1636）3月21日、萩藩主毛利秀就の命を承けた公儀人（右のコラム参照）福間彦右衛門就辰は、使者として肥前佐賀藩主鍋島勝茂の屋敷を尋ねました。

当時、鍋島家の江戸屋敷にあった「いさ



公儀所日乗  
毛利家文庫19日記4

江戸で萩藩の渉外を担当した役職を公儀人といい、その部署を公儀所といました。

初代藩主毛利秀就のとき、長年この役を務めたのが福間彦右衛門就辰でした。藩主の信任厚く、幕閣や大名からも信頼される人だったようです。

本資料は、一言でいえば公儀所の業務日誌です。福間が担当した時期のものを「福間帳」とも呼んでいます。

「はい椿」は「珍敷（めずらしき）花」という評判がたっていたようで、藩主秀就の希望として「つきほ」（接ぎ穂）を1つ分けてほしいと依頼しました。「接ぎ穂」とは、接ぎ木のさい台木につける枝木のことで、

椿は、挿し木や接ぎ木で比較的容易に育成できるそうです。とにかく鍋島家から「いさはい椿」の「接ぎ穂」を入手し、それを育てて鑑賞しようと考えたようです。

「いさはい椿」は、今日でいう「諫早椿」のことと考えられます。図鑑や椿の関連本、あるいはインターネット等で確認すると、薄紅色の花びらに白い斑が入る椿です。

### 《鍋島勝茂の回答》

毛利家の要望に対する鍋島家の回答は、「いさはい椿」は「国元へ出申候」「珍敷花」なので「御城」（将軍家）と「禁中」（朝廷）に献上したのち、国元で見つかった元の木は伐採し、また江戸屋敷にあった木も切り捨てたので、毛利家の希望には沿えないというものでした。

椿ブームの中、毛利家のみならず、諸大名からも「いさはい椿」を求められたようですが、すべて断っていたようです。

「そうは言っても江戸にあるようにも聞いている」と、福間が尋ねたところ、鍋島勝茂は、探した上でもし見つければ、「六月二つきとめ可進之候」と接ぎ木をして渡すと発言し、また国元で探して「椿のゆかり」が見つければ、接ぎ木をして毛利家へ進呈すると、直々に回答したといえます。

### 《いさはい椿の顛末》

それから半年が過ぎた寛永13年11月1日、「御裏様」は福間彦右衛門に、「いさはい椿」のことを鍋島家へ確認するよう指示しました。鍋島家の動きがなく、しびれを切らしたのだと思います。

鍋島家留守居百武善左衛門に確認したところ、やはり江戸の鍋島屋敷には、「いさはい椿」のゆかりはないとのことでしたが、「椿之ゆかり」が国元であれば、接ぎ木して渡すという回答を得たことを、福間は「御裏様」へ報告しました。

この椿に関しては、秀就も欲しがったと思いますが、それ以上に「御裏様」、つまり奥方（喜佐姫、越前福井藩主結城秀康女、徳川秀忠養女）がよりご執心だったと思われます。

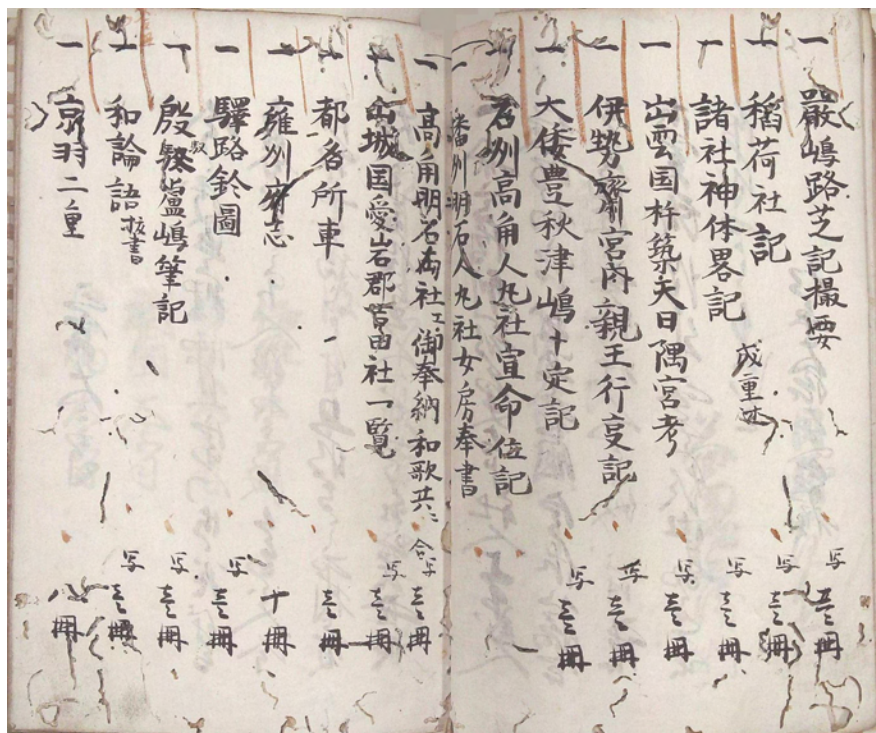
### 《冒頭の写真 釈文》

同廿一日（寛永十三年三月）

一鍋島信濃殿江御使ニ参候、御国方出申候  
いさはい椿珍敷花之由承及候、自然爰元  
御屋敷ニ右之椿御座候者、つきほ一ツ  
申請度候、定而可為御秘藏候へ共、余望ニ  
付而申入候通御口上ニ御座候、信濃殿御返事、  
右之いさはい椿国元方出申候、珍敷花  
ニ付而 御城江上ケ、其後 禁中江茂上ケ  
申候付而、残国本之本木を茂切すて申候、  
勿論爰元ニ茂所持不申候、此中何方  
方茂歴々御所望候へ共、右之通ニ而爰元ニ  
無御座ニ付而、御理申候間可被成其御心得候、  
併被入御念被仰聞せ候間、爰元ニ其木之  
御座候様ニ承所御座候間相尋候而、若々  
於有之者、当六月ニ此方ニてつきとめ  
可進之候、其上ニ而爰元ニ無御座候ハ、  
国本ニ自然右之椿之ゆかり有之  
儀茂可有御座候条、相尋是又御座候ハ、  
国本ニ而つきとめ、至爰元可進之通、  
信濃守殿御直ニ御相候而御返事被仰聞候、  
罷帰右之趣驢庵を以則  
御裏様江申上候、勿論 殿様江茂申上候事

写真未掲載部分

冒頭写真部分



人

# 集まる

## モノ集める

記録・記憶  
と  
文書館資料

⇨ 11

多賀大社御書物目録（多賀社文庫1）

モノ ③

## 書籍を集める

### ～江戸時代の宮司家の場合～

多賀神社（現山口市）の大宮司高橋家は、江戸時代に蔵書を充実させ、文庫を形成しました。特に精力的に活動した高橋有文（当主在任期間1781～1832）の集書活動を紹介します。

#### 《多賀社の蔵書》

有文はどれくらいの数の書物を集めたのでしょうか。それを知る手掛かりのひとつが、「山口多賀大神宮御文庫書目」（県庁伝来旧藩記録967）です。

萩藩は、領内の主立った寺社に対して、住職や宮司の代替わり時に財産目録を提出するよう求めました。多賀社もこの例に従っています。この資料は、有文に代替わりして30年後の文化8年（1811）の書物目録と、有文から代替わりをした後の天保5年（1834）の書物の目録の写とをひとまとめにしたものです。文化の目録については、多賀社側の控も残っています（上写真）。

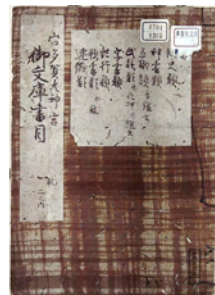
文化の目録には481件1189巻が、天

保の目録には383件912巻が収録されています。天保の目録は、文化の目録提出後に増えた分だけ載せていますので、両目録の合計、864件2101巻が有文までに集められた書物の概数と考えられます。

ただ、寛政9年（1797）にも書物の目録が作成されています（「多賀大神宮諸控総目録」〈多賀社文庫739〉内什書目録）。これは有文までの4代で入手した分として48件の書物を載せ、文化の目録と20件ほど重複しています。この20件が有文以前に入手したものだとしても、800件以上の書物が有文の代に集められたといえるでしょう。

#### 《書物の調達方法》

多賀社の蔵書は、現在、当館多賀社文庫と、県立山口図書館多賀文庫に引き継がれています。これらの書物や目録の記載を見ると、印刷出版された本を買うだけでなく、他所から借りて、全部あるいは一部を書写して集めていたことがわかります。



山口多賀大神宮  
御文庫書目  
（多賀社文庫2）

多賀社文庫には有文が作成した蔵書目録が2種類あります。ひとつは文化の目録の控、もうひとつがこの写真の目録です。

こちらは普段使用のようで、文政7年（1824）の作成後、何度か更新され、書籍と共に近隣へ貸し出されていました。

有文も他家の目録を写しており（同333）、蔵書家間の交流が窺えます。

右の写真は、文化8年の序を持つ、堤朝風編・英遵補定の『近代著述目録』の抜書です。筆跡から有文が作成したものとみられ、“ほしいものリスト”のような位置付けだったようです。

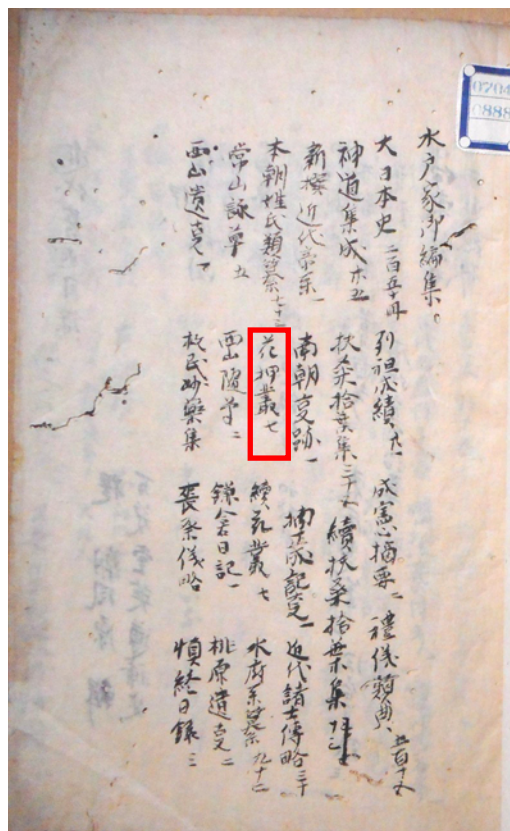
ここに掲出されている『花押叢（藪）』（丸山可澄編）や『日本百将伝抄』（林鷲峰編）は、前頁柱で紹介した文政の目録に記載されています。共に「印」と注記されており、板本を購入したのでしょうか。

同じく掲出されている『万世雲上明鑑』（速水房常編）の抜書が、山口図書館多賀文庫内に残っています（W175.2/A）。天保の目録や文政の目録にも抜書として記載されていますので、有文はどこかから借りて必要箇所を書写したのでしょうか。

《書籍代は経費…？》

蔵書を増やす上で問題となるのが購入費用です。

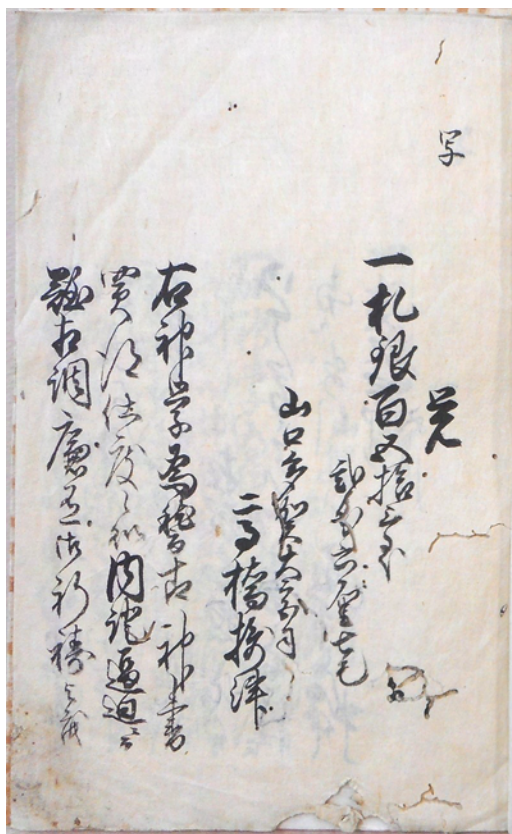
文化の目録481件中、写本の注記があるものは306件です。ということは、有文が当主になってからの30年間で150件以上を購入したと考えられます。当時の新刊本は、例えば『伊勢物語』全2冊が銀1匁8分ほどで、串団子（5～6文）の約32倍ということを見ると（『近世賃金物価史史料』）、決して安い買い物ではないでしょう。



近代著述目録（多賀社文庫1420）

そこで興味深いのが左の資料です。これは、文化4年と文政6年に、神学（神道）関係の書籍を購入したいけれども財政状況が厳しいため、藩に上納する米代の免除を有文が願い出た際の沙汰書の写の綴です。

多賀社は藩主等の祈祷を任されており、研鑽のために必要だとしています。神道を以て奉仕するのだから、そのための出費に配慮してほしいということでしょう。実際、多賀社の蔵書には神道・国学関係のものが多く含まれます。工夫をしながら書物を集めていたことが窺えます。



神学稽古神書買得御沙汰物写（多賀社文庫1187）

〔左資料釈文〕

写 覚

一、札銀百五拾三匁  
式分六厘七毛

山口多賀大宮司  
高橋撰津

右神学為稽古神書  
買得仕度候処、内証逼迫二而  
難相調廉有、御祈祷を茂

（掲載部分ここまで、以下続き）  
被仰付身柄二付神道之  
旨趣与得相弁度、右二付  
多賀社江当ル歩引米代  
取下之儀相願心懸之儀二付  
御了簡を以一ツ書之通彼社江  
当ル歩引米代取下被仰付候事、  
文化卯ノ  
五月





素人義太夫一件より防長素人義太夫懸賞投票大番附（河野家文書〈山口市〉583）

モノ ④

## 新聞社、集める（1）

### 《素人義太夫の番付表》

上の写真は明治33年（1900）5月から6月に実施された、「素人義太夫」=座に属することなく義太夫をする人たちの人気投票の番付です。

企画は、当時山口町（現山口市）に本社を置いていた防長新聞社です。『防長新聞』紙上で投票を募り、結果を番付の形にして頒布しました。この企画を通して同社が集めたモノゴトを見てみましょう。

### 《懸賞投票の実施方法》

投票はどのようなルールでおこなわれたのでしょうか。『防長新聞』を追っていきましょう。まず、4月21日号社告に示された実施方式等は、おおよ次のとおりです。

- 1) 紙上に掲載の用紙に対象者の住所・氏名・芸名を書いて投票  
※新聞を買わないと投票不可
- 2) 男女の区別なし
- 3) 毎日集計し、翌日の紙上で報告

- 4) 上位者には賞品贈呈（1等は30円相当の見台〈本の台〉）
- 5) 投票は5月1日～6月30日
- 6) 結果は「県下素人義太夫大番附」として新聞付録の形で頒布
- 7) 山口町中河原の永楽座にて、賞品贈呈式と上位者等による義太夫大会を実施

同記事では、「過般来本紙愛読諸君より続々請求あるを以て」、今回の懸賞投票の実施に至ったとしています。

当時、山口県では義太夫が流行してました。また、『大阪毎日新聞』等、他地域でも同様の企画がおこなわれていました。その影響もあって、このような懸賞投票の実施を求める声が上がったのでしょう。

この投票方法は、当時大いに盛り上がりを見せていた『大阪毎日新聞』のものを踏襲しています（『大衆新聞と国民国家』）。ただ、この時点で、細かいことは決められていなかったようです。懸賞品提供



素人義太夫一件より  
梅田花月披露会番組  
（河野家文書  
〈山口市〉583）

明治34年2月20日におこなわれた、懸賞投票上位者のひとり、梅田花月（11位）の披露会番組表です。

印刷費用は、賞品提供もした山口町の糸商、小島錦糸軒の寄付でした。

裏面には、義太夫の始まりの口上を模した同店の宣伝文句が刷られています。

者も同時期に募っています。同社では初めての試みゆえか、とりあえず始めてみた感じでしょか。

### 《懸賞投票の狂騒》

いざ投票が始まると、やはり想定外のことが続いたようで、細かいルールやイベントが追加されていきました。右の表に主なものをまとめています。

日付	内容
5月5日	一度に500部以上購入したい人は2日前に申し込んでほしい
6月1日	5月31日から6月29日までの累計最多得票者に、翌日号10部を贈呈する
6月17日	一度に100枚以上を投票する場合、100枚ごとにまとめ、上に枚数を書いてほしい

▲表：追加された懸賞投票規則等

当初の規定には投票用紙の指定だけで、投票回数や投票方法等の制限はありませんでした。そのため、一度に沢山投票する人も多かったのでしょう。運営側もそれを止めるどころか、6月1日号を見る限り、むしろ積極的に推奨していた感さえします。

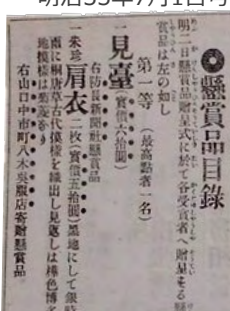
同17日号からは、一度に100枚単位で投票してくる人がいたことがわかります。郵送費も考えると、たしかにその方が経済的です。ちなみに、同紙の店頭価格は1部1銭5厘でした。

投票のメ切は6月30日午後6時必着でした。そのため、最後は同社に票が直接持ち込まれました。7月1日号の「昨日のメ切景況」によると、予め置いてあった2つの投票箱は正午頃には満杯になり、3つ目の箱を用意しました。人が途切れることもなく、大きな鞆から票を「掴み出す」という状況で、社員は「徹夜するも精査計算するの覚悟を以て」開票作業をおこなったそうです。最終的に有効票にして246,126票が投じられました（『防長新聞六十年史』）。

### 《懸賞品が集まり…すぎた…？》

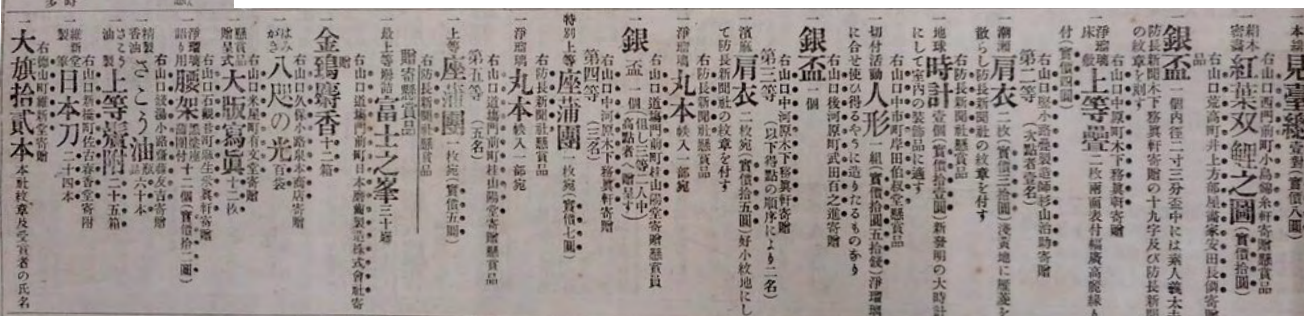
反響の大きさにより、企画の趣旨に賛同する店も増え、懸賞品も続々と提供されました。懸賞品が提供される度、紙上でその旨が報告されました。当然ながら、提供した店にとってはよい宣伝になります。店としての面目もあったかもしれませんが、懸賞品の提供はそうやって膨れ上がったものと思われる。

▼『防長新聞』  
明治33年7月1日号



この写真は、投票期間が終わった翌日、7月1日号に載せられた懸賞品の目録です。当初の規定では30円相当程度だったはずの1等賞品の見台が、60円相当のものになっています。これには、同じく1等への賞品の「朱珍肩衣二枚」が50円相当であることが関係しているかもしれません。主催者が用意した賞品が、提供されたものよりも安価というわけにはいかなかったのでしょう。

しかも、上位には記念の銀盃は別として、複数の品が贈呈されることになっています。これも、最初の段階には書いていなかったことです。おそらく、予想以上に提供を受けたのでしょう。6月中に2回も中間懸賞をおこなっているのは、過剰な懸賞品の有効活用のためと思われる。



### 《耳目を集める》

写真の目録では、品名の後に提供者が書かれています。これを見ると、懸賞品の多くが山口町の商店より提供されていることがわかります。また、同紙広告欄には、「山口県下素人義太夫懸賞投票募集中即ち五月一日ヨリ六月三十日迄防長新聞大売捌仕候」（6月15日号）など、取扱店の広告も載りました。

9月30日・10月1日に開催された上位者による大会も、各日1,600人余が来場し、盛況だったようです（『防長新聞六十年史』）。「防長素人義太夫懸賞投票」は、義太夫愛好者のみならず、（主に山口町の）義太夫関連業種の各商店、新聞取扱店等、様々な層の関心を集めることに成功したといえそうです。

懸賞品目録の  
右・山口町・西門町・小島・余計・寄贈品  
此等の寄贈品は第一等より第五等までの得票者へ  
平等に贈呈し、猶ほ残餘あれば懸賞の方法を以て等  
外多数の得票者に贈呈す

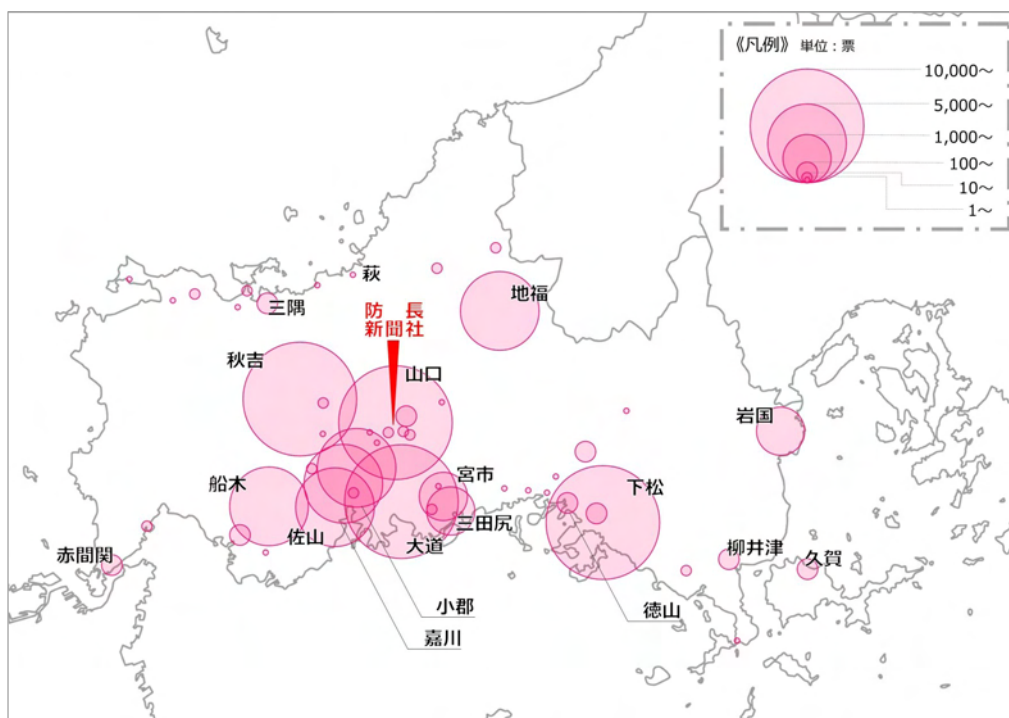


図1：「防長素人義太夫懸賞投票大番附」（河野家文書〈山口市〉583）地域別得票数

人

# 集まる

モノ

# 集める

記録・記憶  
と  
文書館資料

➡ 13

モノ ⑤

## 新聞社、集める（2）

### 《票を集めて…どうする？》

ここで少し、投票する側に目を転じてみましょう。まず、何のために投票するのか。

投票の動機としては、仲間を推薦したい、自分の名声を高めたい、記念に…等、様々なものがあるでしょう。

ここで注目したいのが2等に入った大道村の内田氏です。同村台道地区は、明治時代におこなわれた義太夫興行の記録があり（内田家文書〈防府市〉）、また地域住民による人形浄瑠璃芝居がある等（『山口県の民俗芸能』）、義太夫が盛んな地域でしたが、このとき、大道村では内田氏だけに票が集まりました。

上の図1は「防長素人義太夫懸賞投票大番附」の各地域の得票数を示したものの、右の表1はその得票数と得票者数の一覧です。これを見ると、山口町以外で1万票以上の票を集めている地域（秋吉・下松・大道）は、いずれも同じパターンで、際立って票を集めた1人と、それ以外

地名	票数/人	地名	票数/人
岩国	1,390/4	吉敷	1/1
久賀	322/2	小郡	9,119/18
柳井津	119/1	名田島	36/11
上関	1/1	嘉川	7,657/1
田布施	23/2	佐山	6,476/2
下松	13,918/1	嘉年	25/1
花岡	126/1	地福	5,346/1
須金	2/1	吉部	47/1
長穂	109/1	萩	3/3
徳山	320/10	三見	1/1
加見	1/1	大田	30/1
富田	2/2	秋吉	52,880/2
福川	8/2	真長田	1/1
戸田	2/1	小野	69/2
三田尻	2,454/6	船木	6,634/4
宮市	1,339/2	藤山	4/1
右田	7/2	小野田	444/2
華城	14/1	三隅	414/1
大道	62,357/1	仙崎	41/4
仁保	1/1	深川	1/1
宮野	309/2	日置	13/2
大内	48/3	人丸峠	2/1
矢田	64/1	向津具	2/1
山口	73,453/66	長府	71/1
湯田	13/7	赤間関	404/6
大蔵	1/1		

▲表1：図1の地域別得票数/得票者数



山口・福岡・広島三県  
素人義太夫懸賞投票  
大番附  
(河野家文書  
〈山口市〉748)

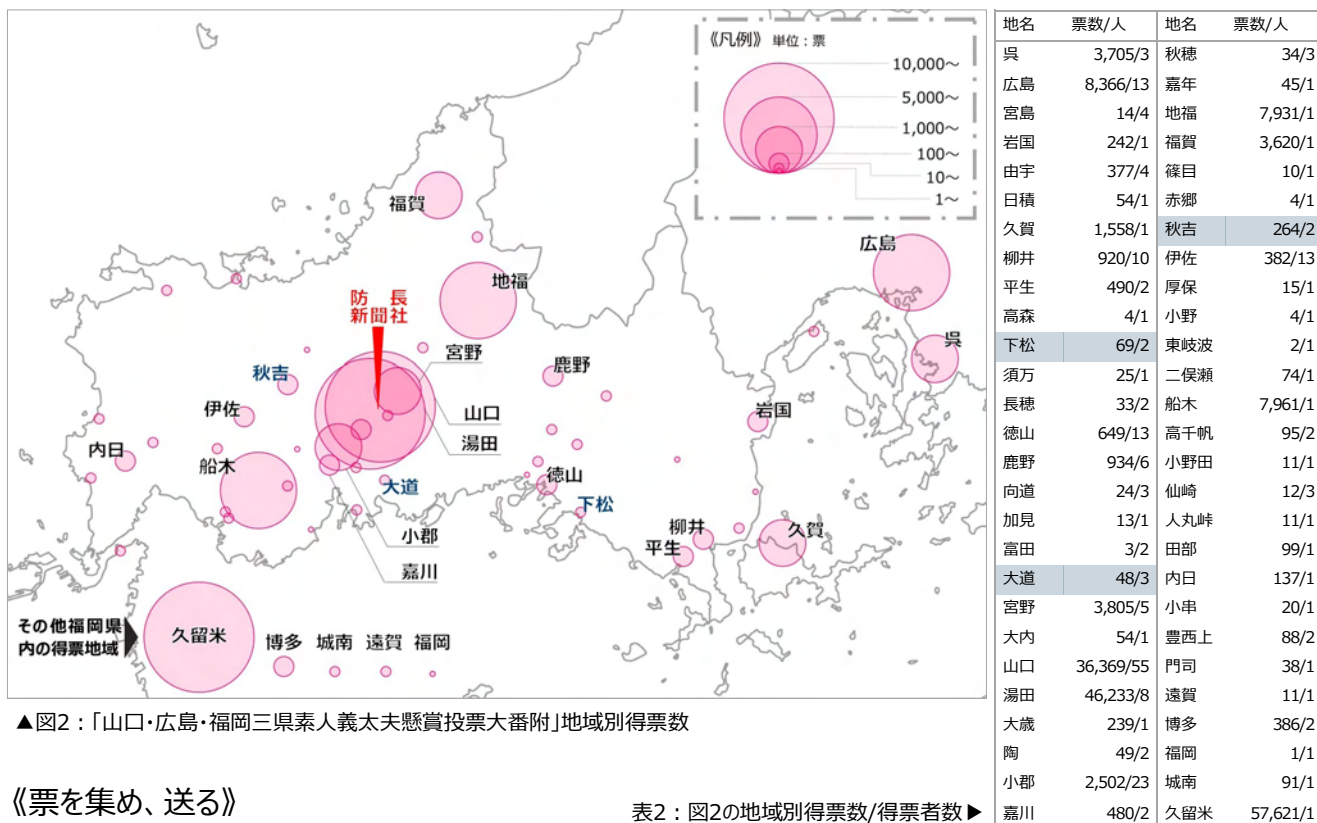
明治35年3月から4月におこなわれた、同様の懸賞投票の番付表です。対象地域が山口・広島・福岡の3県に広がっています。

1位の見台（時価180円相当）以下、懸賞品も高額化しました。最終的に有効票186,226票を集めました。

の数人という構成です（表1アミガケ部分）。このような地域では、賞品狙いで票を集めた可能性があります。

この後の明治35年にも、防長新聞社は、素人義太夫の懸賞投票を、今度は山口・広島・福岡の3県を対象におこないました。そのときの地域別得票数をまとめたのが下の図2・表2です。大道村で得票したのは3人、得票総数は48票にとどまっています。秋吉が264票/2人、下松が69票/2人と、ここでも似たような傾向を示しています。

2年の間に同地の義太夫熱が冷めたわけでも、選出者の技量が落ちたわけでもないでしょう。33年の懸賞品が相当豪華だったことで（シート12）、欲しいところは本気で獲りに行ったために、35年の懸賞では「今回はいいか」という気分だったのでしょうか。33年の総有効票数が24万票超であったのに対し、35年が対象地域を広げても20万票弱だった背景には、多くの人々が1度目の賞品に満足していたという事情もあったのかもしれませんが。



▲図2：「山口・広島・福岡三県素人義太夫懸賞投票大番附」地域別得票数

### 《票を集め、送る》

表2：図2の地域別得票数/得票者数▶

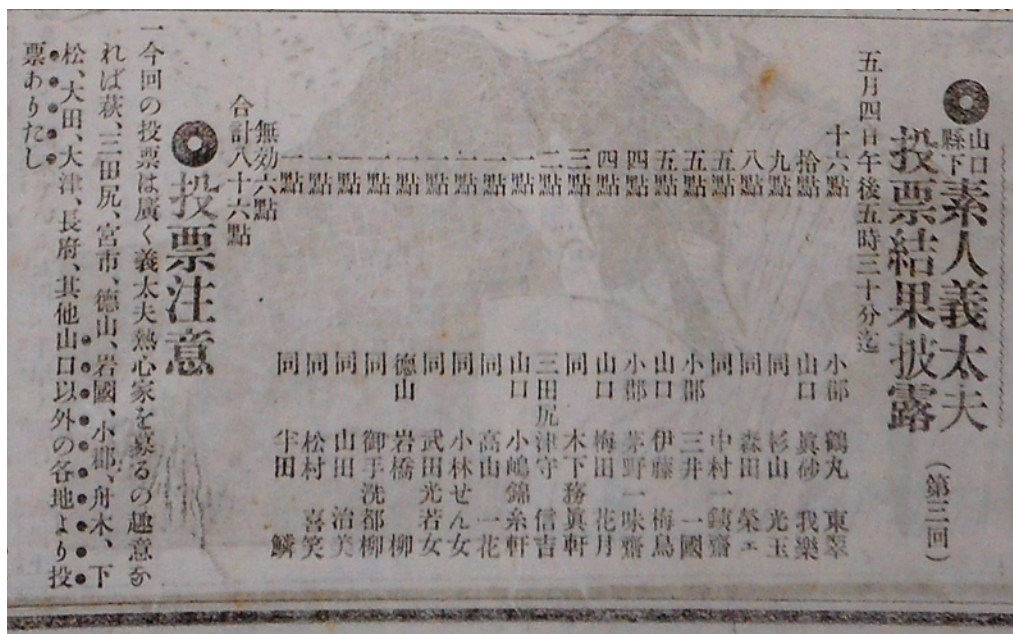
仮に、ほぼ地域を挙げての投票だったとすると、どのくらいの負担感でどのように投票していたのか、62,357票を獲得した2等の内田氏を例に考えてみましょう。

当時の『防長新聞』は日曜休刊でしたので、その分を引いて53日分が投票期間中に発行されたとして、1日平均1,180票近くが投票された計算になります。明治35年段階の台道地区の戸数が600戸弱なので（『角川日本地名大辞典』）、地区全戸が投票に協力すると、1戸1日あたり1～2部購読すれば間に合います。

ただ、当時の新聞の購読率を考えると、全戸で購読していたわけではないでしょう。勿論、近隣地域からの投票もあった可能性は高いです。とはいえ、あくまでも「素人」の人気投票なので、もう少し投票圏を広げられるとしても、市や祭りの際に行き来がある範囲が現実的でしょうか。

店頭価格1部1銭5厘の同紙ですが、53日購入すれば79銭5厘です。なお、同紙は1か月、3か月、6か月、1年の前金払い（定期購読）も可能でした。料金はそれぞれ、35銭、1円、1円80銭、3円24銭に郵送料月13銭が加算されました。ですので、期間中だけ定期購読部数を増やせば、日ごとに取扱店でまとめ買いするよりも安価に購入できそうです。中心的な家数軒が複数部を定期購読扱いにして、近隣住民に票への記入を協力してもらったとみるのが現実的かもしれません（1日に数十・数百票に記入するのは少々時間と労力が必要です…）。

更にいうと、郵送料は当然投票側の負担です。地区の分をまとめて送れば、より費用を抑えられます。数百から千枚規模の投票用紙が、封筒等に雑然と詰められていたらと思うと、シート12でみた送付時のお願いに、「百票ごとにまとめ、上に数を書いて」とあったのも、理解できる気がしませんか。



『防長新聞』4547号（新聞文庫-Y防長19（4））

モノ ⑥

## 新聞社、集める（3）

### 《地域間格差と購読圏》

このような投票回数無制限の懸賞投票は、地域等で協力しない限り、定期購読者が多い地域が普段の購買行動の延長線上で投票できる分有利です。そういう地域は新聞の取扱い店も多いでしょう。

シート13で示した図1の明治33年素人義太夫懸賞投票の地域別得票数を見ると、一応県内各地から投票されていますが、偏ってあります。票が少ない地域が義太夫が盛んではなかったかという、そういうわけではありません。得票数の多い地域が本社のある山口町近辺に集中していることは、そのまま『防長新聞』の定期購読圏を反映しているのでしょう。

現に、投票開始から間もない同紙5月5日号に載せられた、5月4日までの「結果披露」でも、山口と小郡の票が大半を占めています。それに続く「投票注意」では、「今回の投票は広く義太夫熱心家を募るの趣意なれば、萩、三田尻、宮市、徳

山、岩国、小郡、舟木、下松、大田、大津、長府、其他山口以外の各地より投票ありたし」とあります（上写真）。

わざわざ「山口以外」以下に傍点を振って強調しているあたりに入れ込み方が窺えます。結果として、山口近郊「だけ」にはならなかったわけです。

防長素人義太夫の懸賞投票は、『大阪毎日新聞』と同じ方式でおこなわれました（シート12）。この方式の懸賞投票は反響が大きく、33年を皮切りに、この時期、年1回のペースでおこなわれました。

34年は山口・広島・島根3県の駿馬投票（上位馬の競馬会あり）、35年が山口・広島・福岡3県の素人義太夫（上位者の大会あり）、36年が同3県自転車乗（上位者の自転車競走大会あり）です。いずれも1等には高額な懸賞品が用意され、大いに盛り上がったようです（『防長新聞六十年史』）。

明治35年に山口・広島・福岡の3県を



三県素人義太夫懸賞投票用紙

シート13柱で紹介した、「山口・福岡・広島三県素人義太夫大会投票番附資料」（河野家文書〈山口市〉748）に含まれる、同懸賞の投票用紙です。

最初におこなわれた防長素人義太夫懸賞投票の投票用紙は残念ながら残っていませんが、どのような雰囲気のものかは窺えると思います。

対象におこなわれた素人義太夫の投票では、依然として山口町周辺が多いものの、山口県内の得票地域が分散していることがわかります（シート13）。懸賞投票を繰り返す中で同紙の認知度が上がり、単に売り上げを伸ばすだけでなく、定期購読者を増やすことにも一役買ったのかもしれませんが。

### 《批判と経営》

実際、読者集め、資金集めのための懸賞だとの批判はあったようです。『防長新聞』明治34年2月2日号「義太夫大会に就て」では、同社に寄せられた批判について以下のように触れています。

本社に於て昨年防長素人義太夫の投票を募集し、大会を開きたることは、彼の陋醜なる不景気新聞が社運挽回の窮策として口を投票に籍り、私利を占めんとするのとは全く其の趣を異にし、…

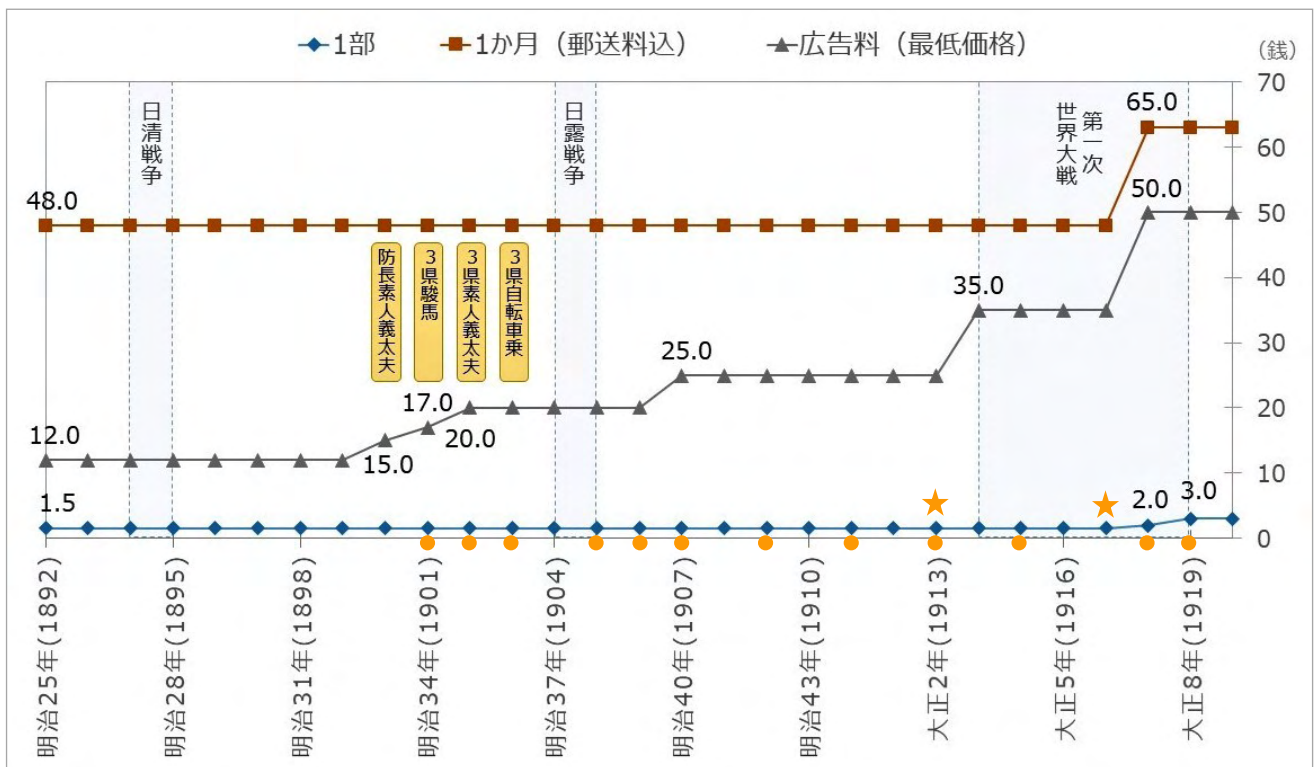
新聞を買わないと投票できない仕組みに対し、経営状況改善のために投票にかこつけて資金集めに奔ったとの批判が寄せられたのでしょう。引用部分の後、山口県における義太夫振興の一助となりたい旨を懇々と説いています。

当時の新聞の役割を考えると、たしかに、同社がいうような、文化の涵養に資する意味もあったのでしょう。ただ、

あの投票ルールといい、わざわざ山口町周辺以外の地域からの投票を強く呼びかけることといい、素直に呑み込めない部分が残るのは致し方ないことかもしれません。同社が做った『大阪毎日新聞』にも同様の批判が寄せられており（『大衆新聞と国民国家』）、このような企画が抱える問題として、避けては通れないものでもあるようです。

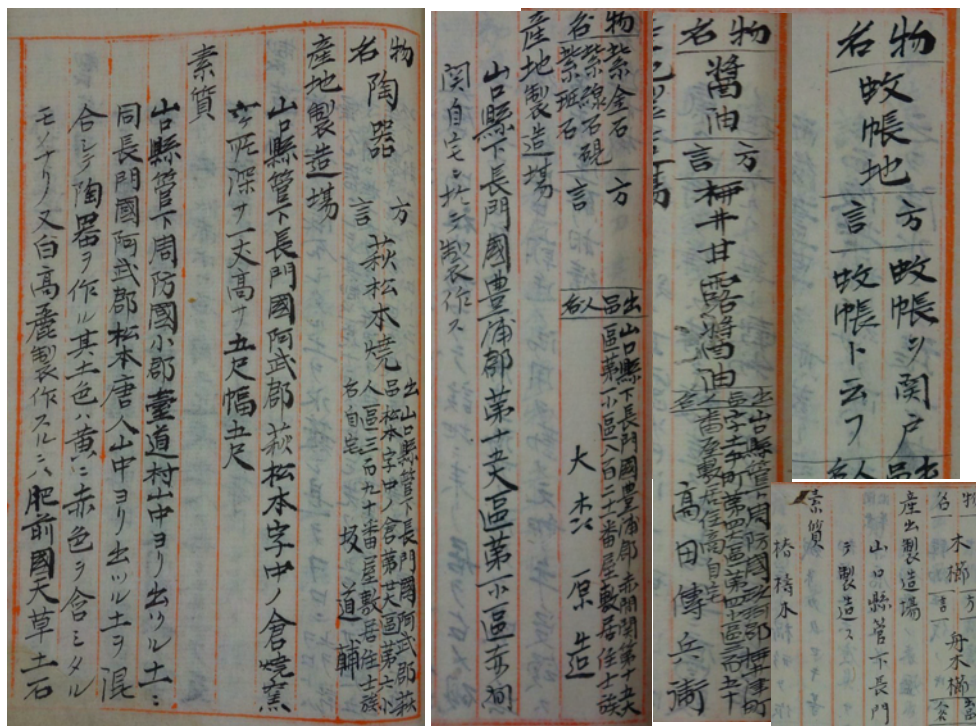
実際、この時期、防長新聞社は、毎年のように広告料を値上げしています。下のグラフは、『防長新聞六十年史』の記述をもとに、『防長新聞』1部・1か月定期購読（郵送料込）・広告料の価格の変遷を示した折れ線グラフに、活字の入れ替えや印刷機の新調時期を加えたものです。社史の記述から漏れている可能性もありますが、この時期以降、頻繁に活字の入れ替えがあること、戦争前後に各種値上げがおこなわれる傾向にあることがわかります。

懸賞投票がおこなわれた時期は、立て続けに広告料が値上げされているのが大きな特徴です。この原因について、同社では、発行部数増による活字の交換頻度の上昇を挙げています（『防長新聞六十年史』）。当時、同社において資金調達が必要であったことは確かでしょう。一般に、日清戦争後、報道性の高まりと共に、新聞は発行部数を伸ばしていきます。同社もその例に漏れず発行部数が増える中、収益と設備投資のバランスを模索するの中での一手が、このような懸賞投票だったのかもしれませんが。



▲グラフ：『防長新聞』諸料金と活字・印刷機の刷新

●：活字の入れ替えが確認・推定できる年 ★：印刷機の新調が確認できる年



「山口県各郡物産解説 周防・長門」（県庁戦前A総務1690・1691）

モノ ⑦

## 「集める競う」～百花繚乱！博覧会～

### 《明治初期の名物》

「山口県各郡物産解説」には、県内各地の農産品・林産品・水産品・畜産品・醸造品・窯業品・工業品など約300点について、それぞれの産地・製造場・製造法などがまとめられています。明治10年（1877）、県庁国史掛が作成した記録であり、明治初期の県下の「名産品カタログ」とも言えます。作成年から、東京上野で開催された第一回内国勸業博覧会への出品をセレクトするための参考資料であったと推測できます。この記録により、県下における、江戸時代以来の物産を概観できます。今日的ないわゆる「特産品」や「伝統工芸品」の原風景をそこにみることができます。産出量（たくさん）や産額（高い）ではなく、「ほかの場所では見られない（珍しい）」に、セレクトの基準が置かれていたように感じられます。「大量」「高値」などの近代的な価値に左右されることにより均質化される前の、物産を取り巻く状況を読み取ることができます。



▲鉄道旅行案内(大正13年発行)に名物として紹介された舟木櫛（「鉄道旅行案内」山根家文書52）

### 《博覧会》

博覧会は、各地の物産を一堂に集めてその優劣を競い、製産への向上心を刺激することによって、産業育成を図ることを目的とするものでした。それは、明治国家が掲げていた「富国強兵・殖産興業」政策の達成具合を推し測ることのできるバロメーターでした。しだいに博覧会入場者がもたらす経済効果に注目が集まるようになり、娯楽的要素を前面に押し出したイベントへと変質していきました。

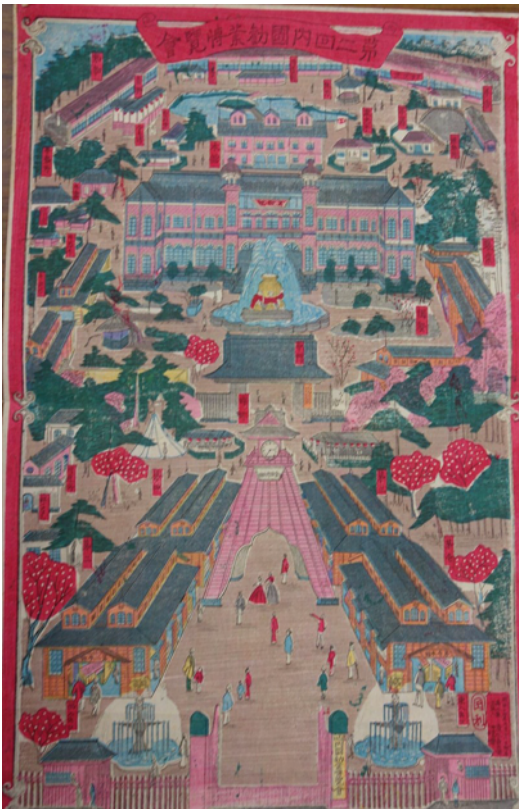


「東京大正博覧会山口県写真帖」（行政資料 1910年代内務部-2）

東京大正博覧会は、大正3年（1914）、上野公園で開催された博覧会です。大正天皇即位を祝い新時代の幕開けを告げる博覧会で、会場にはエスカレーターやケーブルカーも設置されました。山口県のブースには、萩焼・小野田セメント・岩国縮・赤間硯・大内塗・秋吉大理石などが名産品として陳列されました（当館webサイトで写真を紹介しています）。

《館蔵の博覧会関連資料》

博覧会名	開催年	会場	館蔵資料請求番号・備考
ロンドン万国博覧会	嘉永4年 (1851)	ハイドパーク	(世界初の万国博覧会)
第1回内国勸業博覧会	明治10年 (1877)	東京上野公園	物産解説〈戦前A総務1690・1691〉
第2回内国勸業博覧会	明治14年 (1881)	東京上野公園	会場図〈高洲家389〉
第3回内国勸業博覧会	明治23年 (1890)	東京上野公園	ガイド〈大島佐川家1170〉など
シカゴ万国博覧会（閩龍世界博覧会）	明治26年 (1893)	ジャクソン公園	表彰状・受賞メダル〈毛利家文庫絵図1148〉 事務局報告〈梶山家1942〉報告付図〈同前1950〉
第4回内国勸業博覧会	明治28年 (1895)	京都岡崎公園	山口県受賞人名録〈上村家643〉開設案内〈平生佐川家4188〉褒状〈大島佐川家643〉優待券〈梶山家731〉
第2回水産博覧会	明治30年 (1897)	神戸市ほか	委員任命辞令〈劔持家294〉
パリ万国博覧会	明治33年 (1900)	トロカデロ公園ほか	日本建築図〈毛利家文庫81写真112〉
第5回内国勸業博覧会	明治36年 (1903)	大阪天王寺	会場図〈津田家642、防府原田家1138、平生佐川家414〉全景図〈平生佐川家3701〉会場内明細図〈平生佐川家3702〉絵はがき〈雨村家342〉委員任命辞令〈劔持家314〉山口県受賞便覧〈平生佐川家3700、3409／大島佐川家415〉など
東京勸業博覧会	明治40年 (1907)	上野公園ほか	絵はがき〈佐伯隆249〉
日英博覧会	明治43年 (1910)	ロンドン	会場図〈毛利家文庫58絵図1149〉
東京大正博覧会	大正3年 (1914)	上野公園ほか	山口県写真帳〈行政資料10内務部2〉ガイド〈大島佐川家553〉絵はがき〈内藤家文書・和漢141-18~20〉など
始政五年記念朝鮮物産共進会	大正4年 (1915)	景福宮・仁川水族館	記念写真〈大島佐川家写真7〉
奠都五十年奉祝博覧会	大正6年 (1917)	上野公園	絵はがき〈清川家156、157〉
平和記念東京博覧会	大正11年 (1922)	上野公園	絵はがき〈雨村家1523、1564〉など
東亜勸業博覧会	昭和2年 (1927)	福岡（西公園ほか）	ガイド〈武永932〉
大正記念国産振興東京博覧会	昭和3年 (1928)	上野公園	絵はがき〈雨村家245〉
中外産業博覧会	昭和3年 (1928)	別府公園浜脇海岸	ガイド〈大島佐川家1193〉など
昭和産業博覧会	昭和4年 (1929)	広島市	絵はがき〈雨村家347〉
市制3周年記念萩史蹟産業大博覧会	昭和10年 (1935)	萩市	絵はがき〈雨村家282〉ガイド〈一般郷土B376〉
興亜建設博覧会	昭和15年 (1940)	山口市	(防長新聞記事)
関門トンネル建設記念大政翼賛興亜聖業博覧会	昭和16年 (1941)	下関市彦島埋立地	(関門日日新聞記事)
石炭博覧会	昭和23年 (1948)	宇部市	宇部石炭局主催
関門トンネル開通市制70周年記念下関大博覧会	昭和33年 (1958)	下関市長府	
日本万国博覧会	昭和45年 (1970)	大阪府千里丘陵	
21世紀未来博覧会（山口きらら博）	平成13年 (2001)	山口阿知須干拓地	
第35回全国都市緑化やまぐちフェア（山口ゆめ花博）	平成30年 (2018)	きらら博記念公園	



◀ 第二回内国勸業博覧会場図（高洲家文書389）  
煉瓦造の展示館（のちに上野博物館本館に転用）前には噴水も設けられた。

《「出品」「陳列」「受賞」》

博覧会や共進会への出品、行幸啓に際する展覧や台覧。「受賞」や「お買い上げ」によって、陳列された物産や発明品は高い名声を得ることになりました。防長米や柏木検温器はその代表例です（以下に柏木検温器〈水銀体温計〉の受賞歴を掲げておきます）。受賞を繰り返して名声を博することは、発明品については、さらなる工夫や、技術的な改良をもたらしました。一方で、物産に関しては、伝統や由緒が強調されることになりました。

■ 柏木検温器の受賞歴

- 明治23年「第三回内国勸業博覧会」（有効三等賞牌）
- 明治28年「第四回内国勸業博覧会」（有効二等賞牌）
- 明治36年「第五回内国勸業博覧会」（二等賞牌）
- 明治43年「関西府県聯合共進会」（一等金牌）
- 明治43年「名古屋開府記念共進会」（有効金牌）
- 明治44年「ドイツ万国衛生博覧会」（紀念章牌）
- 大正元年「中国六県製品共進会」（一等賞金牌）
- 大正3年「東京大正博覧会」（金牌）





16

左から大内家諸掟留書/大内家掟書/大内壁書（毛利家文庫27諸家4/近藤清石文庫98(20の15)/毛利家文庫27諸家3）

記録・記憶 ①

## 大内氏掟書

### 《大内氏掟書とは？》

大内氏掟書（以下、掟書）は、大内氏が分国を支配するために定めた基本法で、代表的な分国法（家法）の一つとされてきました。しかしながら、詳細に検討すると、掟書は法典ではなく、単行法令などを集めたものです。そして、分国支配のためというよりも、特定の当主の事跡を伝えるためにまとめられた側面が強く、後世には書札礼としても利用されました。

ここでは、そのような掟書の実態について、紹介します。

### 《名称や種類は？》

掟書の名称は様々で、「大内家諸掟留書」、「大内家掟書」、「大内壁書」などと呼ばれます。

また掟書には、現在のところ少なくとも13種類の伝本が知られており、これらを題名（特に内題）や、首闕の有無、前書、含まれる法令の内容、法令数、配列順

序、書状案文集の有無、奥書等に注目して分類すると、以下の4系統に大別されます（表参照）。

- A 内閣文庫本系 B 前田本系
- C 永田本系 D 布施本系

そして、この4系統の関係は、①ABは比較的近い、②CはABとの間に隔たりがあり、かつABよりはるかに遅れて成立、③Dは他の系統とは全く無関係に、かつよりもさらに遅れて編集された、④もっとも原形に近いものはB、だと考えられています。

### 《いつ誰がまとめたのか？》

掟書の原形がまとめられた時期は、大内政弘が亡くなった明応4年（1495）9月18日からそれほど経たない頃だと考えられています。

編集者については、大内氏の内部資料を利用できる立場にある権力中枢にいた人物であろうと推定されています。とすれば、当時の奉行人であり、大内政弘の側



拾塵和歌集/  
一般郷土史料304

拾塵和歌集は、大内政弘の家集です。親交のあった公卿の三条公敦が加えた跋文によると、政弘が生前に家臣の龍崎道輔などに命じて、自作の2万余首の詠草の中から1500首を選んで10巻に分類させたものを、自ら1100首に厳選し、さらに専門家にも見せて選定しようとしたものでした。政弘はその完成を見届けることなく亡くなりましたが、詞書に彼の動静をうかがわせる記事も少なくなく、優れた歌人でもあった政弘の業績を後世に伝える資料です。

近・右筆を務め、かつ有職故実にも精通していた相良正任（ただとう）はその最有力候補者といえます。正任その人でなくとも、彼のような資質を持ち、その任にあった人物が、政弘の命を受けて編集にあたったであろうことはほぼ間違いありません。

《内容は？》

大内氏の支配組織に関する規定や、殿中儀礼などの儀礼的な規定、家臣の身分や所領、服務、罪科などに関する規定、鏡山法式などの軍役関係の規定、氷上山興隆寺・今八幡・築山明神など尊敬厚い寺社や宗教に関する規定、撰銭令をはじめとする物価、売買、通貨などの商業・経済に関する規定、鯖川渡・赤間関渡賃などの交通に関する規定、年貢公事に関する規定、山口市中取締の禁制など多岐にわたっています。全体的に他の分国法とも共通した性質を持ち、明らかに鎌倉幕府法の条文に依拠した法令も含まれています。

しかしながら、これらは法典のようなまとまった体系を持っているわけではなく、随時出された個別の単行法令をある時点で寄せ集めたものです。また上記のC系統の掟書の末尾には、明らかに法令とは性質が異なる書状案文（控）がまとめて収録されています。この中には贈物への礼状のように単なる書札礼のほか、琉球との交渉を示すもの、近江鉤（まがり）出陣に関わるもの、家督継承に関わるもの、京都船岡山合戦の詳細を伝える

ものなど、貴重な内容を持つ書状も含まれています。

《何のためにまとめられたのか？》

大内氏の関係史料には「御定法」という言葉が散見されます。しかし、その内容を検討すると、「御定法」とは掟書ではなく、掟書に含まれている場合もある個別の単行法令を指しています。こういった実例や前述した内容上の特徴からは、掟書が分国支配のための法典として作成されたり、機能したものでないことがうかがえます。とすれば、掟書は何のためにまとめられたのでしょうか。

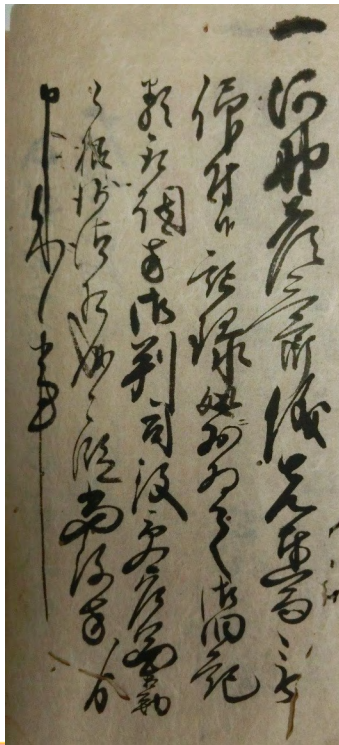
この点注目されるのは、掟書の前書に「就御分国御定法并前々之御法度以下御判物次奉書同壁書等案文、随求出記之」とあることです。掟書が大内政弘没後ほどなく成立したと推定されることを念頭におくと、掟書は「求出」（政弘の指示）によって「御分国御定法」や以前からの「御法度以下御判物」「奉書」「壁書」などの控えを書き記したものであるということになります。

とすれば、政弘の晩年にその意思で編集が始められ、没後に完成したという点で、掟書には家集「拾塵和歌集」との共通性を見出すことも可能です。つまり、病気のために隠居して嫡子の義興に家督を譲ることを決意した政弘が、自らの事績を記録として残し、それを子孫の治世の参考にさせることをも企図した取り組みの一つが掟書の編集ではなかったかと推測されます。

番号	略称	表題		冊数	墨付丁数	法令数	首関	前書	書状案文集	架蔵先	系統
		外題	内題								
1	内閣文庫本	大内家法		1	30	88	○	×	×	国立公文書館内閣文庫	内閣文庫本系
2	群書類従本	大内家壁書		1		88	○	×	×		
3	書陵部本		大内義隆朝臣家壁書 首関	1	29	88	○	×	×	宮内庁書陵部（松岡文庫旧蔵本）	
4	前田家本	書札礼事		1	37	95		○	×	前田育徳会尊経閣文庫	前田本系
5	毛利文庫本	大内家諸掟留書	大内家諸掟留書	1	40	97		○	×	山口県文書館毛利家文庫（27諸家4）	永田本系
6	永田本	大内家掟書 全 大内氏実録土代十五	大内家諸掟留書	1	71	147		○	○	山口県文書館近藤清石文庫/山口県文書館右田毛利家文書「永田秘録」145（請求番号1577）	
7	多賀本	(外表紙) 大内殿掟制札類 烏田家本 / 大内殿掟制札類 全	(内表紙) 大内殿掟制札類 永享文明長享延徳明応此外有之 全 右年中略有之 (内題) 大内家掟書	1	38	144		○	○	山口県文書館多賀社文庫（181）	
8	世良本	大内殿掟別札類全	大内家掟書	1	38	144		○	○	宮内庁書陵部（松岡文庫旧蔵本）	
9	松田本	大内殿掟書	大内家掟書	1	104	139		○	○	神奈川県藤沢市 松田愛三郎	
10	近藤本	(外表紙) 大内殿掟制札類	(内表紙) 大内殿掟制札類 永享文明長享延徳明応此外有之 右年中略有之 全 (内題) 大内家掟書	1	30	55		○	○	山口県文書館一般郷土史料	
11	長府博本	(題箋) 前々御法度以下御判物并奉書同壁書等案文	前々御法度記之条々	1	73	75		○	○	下関市立歴史博物館	
12	布施本	大内壁書	大内壁書 布施蔵書之写	1	28	48		×	×	山口県文書館毛利家文庫（27諸家3）	布施本系
13	行海本		多々良氏家法全	1	26	36		×	△	山口県文書館多賀社文庫（179）	

表 大内氏掟書一覧

一、河野彦三郎儀、先達而被  
 仰付候、記録処二おゐて御旧記  
 類取調方御判司役受差函相勤  
 候様沙汰相成候段、当役方  
 申来候事、



記録所日記 文政元年8月10日条より（徳山毛利家文庫「記録所日記」708）

記録・記憶 ②

## 徳山藩断絶前の記録を集める

### 《徳山藩の断絶と「逸史」》

正徳6年（1716）徳山藩は断絶、3年後の享保4年（1719）に再興します。

わずか3年間の断絶でしたが、この間、藩の文書・記録がかなり失われてしまったようです。実際、現在当館が所蔵する徳山藩の藩政文書「徳山毛利家文庫」においても、断絶前の文書は非常に少ないと言えます。

記録の継承という点において、藩の断絶は大変惜まれるところですが、そうした思いは、江戸時代後期の徳山藩の人々も抱いたことでしょう。徳山藩ではその欠を補うため、断絶前の記録の収集を行いました。徳山毛利家文庫に残る「逸史」もそのひとつです。ここでは、この「逸史」について紹介してみます。

### 《「逸史」の作成》

現在残る「逸史」は59冊で構成されま

す。一部断絶後のものも含まれますが、大永3年（1523）から藩断絶の前年にあたる正徳5年（1715）までの記録で基本的には成り立っています。このうち、請求番号1から14までは既存の資料を筆写したもの（ただし14は再興後のもの）、15から58までは、編年でいくつかの記録から記事を抜き出したものです（58は年未詳、59は役人年表）。作成者は徳山藩の記録所。記録所は、その名前のとおり、藩の記録を作成・管理していた部署です。

「逸史」の作成時期については、筆写時期を巻末に記すものがあります。判明する限りでは、文政3年（1820）と4年が各1冊、文政5年が6冊となっています。ここから文政年間の作成であったと推測できます。

### 《記録所御旧記取調》

「逸史」作成の経緯など、詳しいことはわからない部分が多いのですが、ひとつのヒントになるのが、文政元年、「記録所御旧



徳山毛利家文庫  
「逸史」

徳山毛利家文庫「逸史」は、大半が徳山藩が断絶する前の記録を集めたものです。

断絶前の記録が少ない徳山藩の状況を教えてくれる、数少ない記録のひとつです。

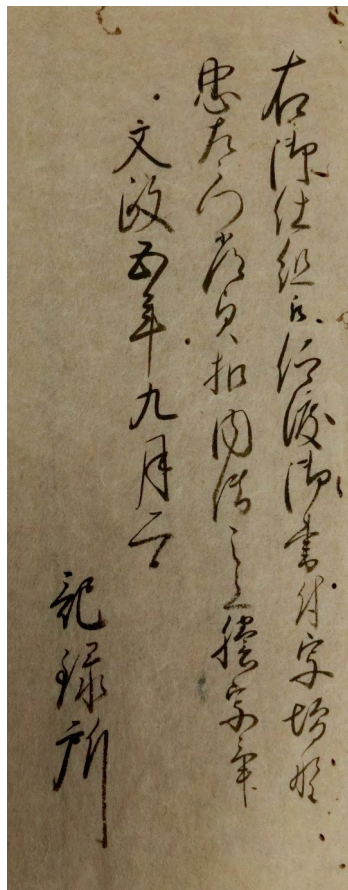
記取調」の役人が臨時に置かれたことです。ここには河野彦三郎という人物が、文政元年8月10日から、文政6年3月9日までの約4年7ヶ月、配属されました。

表の写真は、河野が勤務することになる記録所の日記の内、彼が記録所御旧記取調を拝命する文政元年8月10日の記事です。ここには、河野の業務形態が記され、そこには判司役（文書作成などを掌り、記録所とも関係が深い職）の指示を受けながら旧記類を取り調べ

ることだとあります。徳山藩において「旧記」との表現は、しばしば断絶前の記録のことを指し、「逸史」作成の内容を考えると、記録所御旧記調が「逸史」の作成に深く関与していたと思わざるを得ません。

残念ながらいまのところ両者を直接つなぐことのできる証拠がないことから、現時点ではその可能性の指摘にとどめたいと思います。

右御仕組被仰渡御書付写、増野  
忠左衛門常貞控内借之上謄写畢、  
文政五年九月二日  
記録所



徳山毛利家文庫「逸史」10  
御所帯御仕組御書付 全

上の写真は、「逸史」10の「御所帯御仕組御書付」の巻末にある文面です。

増野忠左衛門常貞の作っていた控を借用して筆写したことを記しています。

筆写は記録所が行い、文政5年9月2日に筆写が完了したと考えられます。

このように、「逸史」の一部には出展や筆写年、作成者などを巻末に記しているものがあり、「逸史」が作られていった手掛かりとなる情報も書かれています。

※増野忠左衛門常貞

「譜録」によれば、元禄10年（1697）家督を嗣ぎ、兩人役や目付役といった藩の要職をつとめています。途中、その功績に対し20石の加増を受け、計100石を与えられました。延享元年（1744）2月6日没、78歳。



⇒ 18

御書付控（毛利家文庫40法令160）

記録・記憶 ③

## 藩の法令を「集める」

《まことに暗夜を行く如く・・・》

明和7年（1770）8月、萩藩の重職である当職毛利就禎は、国元の藩役人たちに対し、執務に不統一が生じないよう、過去の法令通達類、先例に基づいて行うよう指示しています（40法令160「御書付控」）。

しかし実際には、役人たちは膨大な過去の法令通達類を前に、どれを先例とすべきか迷うような状況がありました。そうした状況は、あたかも「暗闇の夜中を進むようなものだ」とも表現されていました（『蔵櫃録』『萩市郷土博物館叢書』第2集）。

このため藩庁では、必要な時、必要な法令通達を探し出せるようにしておくことが大きな課題でした。そのひとつの解決策が、過去の法令通達類を「集めた」法令集の作成です。以下、各役所で作成された主要な法令集について紹介します（すべて毛利家文庫）。

《御書付控》（40法令160）

～当職所で作成された法令集～

萩藩の当職所は、国元の民政・財政を統括した重職、当職に付属した役所です。中枢役所である当職所からは、民政を直接担当した郡奉行および代官、ならびに藩内諸役所に対して法令通達類が数多く出されました。

それらのうち、必要なものについて年代順にまとめたものが「御書付控」です。正徳3年～慶応2年（1713～1866）のもの46冊が残されています（内1冊は目録）。

収録されている法令通達類には、以下で紹介する郡奉行所や代官所で作成された法令集と内容が重複するものもありますが、一方で、他の役所・役人に死てた業務上の指示や、役人の服務規範に関するものなど、この法令集にしかない内容も数多く収録されています。



活字化されている  
萩藩の法令集

紹介した法令集のうち、「四冊御書付」は、当館発行『萩藩四冊御書附』（昭和37）で全文翻刻しています。「二十八冊御書付」「御書付其外後規要集」は当館発行『山口県史料 近世編 法制上・下』（昭和51-52年）で翻刻していますが、すべては収録されてはいません。

なお、近世前期の萩藩の主要法令は、『山口県史料編』近世2（平成17）で網羅的に収集、翻刻されています。

## 《二十八冊御書付》（40法令135）

～郡奉行所で作成された法令集（1）～

「二十八冊御書付」は、慶安5年～延享元年（1652～1744）の法令通達類や一件記録を、「大公儀御書付」「郡中作法」「諸山事」「諸出入裁許」など39の主題別にまとめた記録です。全28冊で構成されることからその名がついていますが、作成当初は27冊で、明和期（18C後期）ころに1冊追加され、28冊でひとまとまりとなったようです。

延享4年（1747）、郡奉行長沼九郎右衛門は代官に対し、代官業務に関わる法令類が膨大になっているので、法令類を編年順にまとめた記録を作成しておくように命じています（「御書付其外後規要集」）。「二十八冊御書付」は、そのような状況をふまえ、郡奉行所みずからが、同役所で保存する文書記録をもとに編さんした法令集と考えられるものです。

## 《諸御書付》（40法令137・138）

～郡奉行所で作成された法令集（2）～

「二十八冊御書付」編さんから約50年後、文化4年（1807）9月から翌年にかけて、郡奉行所で大規模な文書整理が実施され、それにあわせて法令集の編さんも行われました。「諸御書付」巻1～18がこれにあたります。その内容は、18世紀半ば、延享年間以後の法令通達類であり、「郡中御仕法」「寺社家御書付」「出入裁許」「大公儀御書付」など主題別にまとめられた巻と、いずれの項目にも属さない通達を集めた巻で構成されています。「二十八冊御書付」の続編にあたります。

郡奉行所は、これ以降10～20年間隔で「諸御書付」を編さんしました。以後の巻はすべて編年形式です。最終的に、安政3～5年分の法令類を収録する巻30と嘉永元年～安政5年分の「大公儀御書付」が編さんされました。現在、本編34冊、目録2冊が残されています。

## 《四冊御書付》（40法令55）

～藩政後期、地方支配の基本となった法令集～

明和8年（1771）3月、当職毛利就楨から各代官へ配布された法令集です。4冊で構成されることからその名が付いています。巻1は万治制法に含まれる法令をはじめとして、「御政道根源之分」と称される法令類、巻2には旅人病人継送りに関する明和4年の幕令や領内寺社に対する法令、巻3には主に年貢や郡村費に関する法令類が収録されています。巻4は、それまで当職から発給された法令から必要部分を抽出し107ヶ条にまとめたものです。藩政後半期、「四冊御書付」は「地方御書付

之根元」とも称され、幕末にいたるまで萩藩の地方（じかた＝農村部）支配の基本法令集として用いられました。大庄屋や庄屋を務めた家の文書にも残されています。

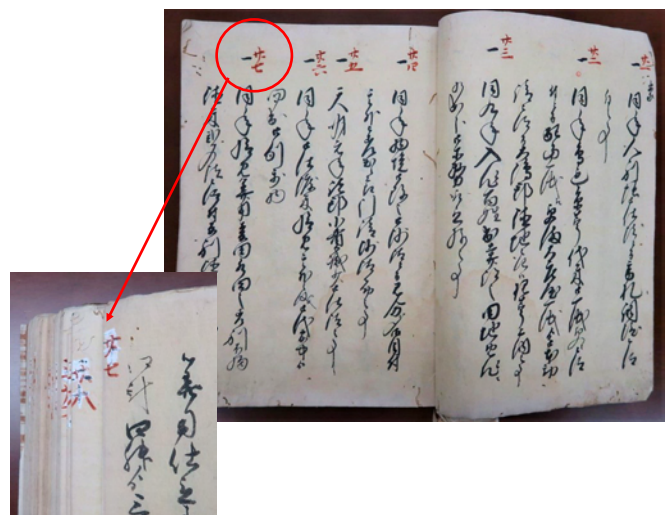
萩藩は宝暦11～14年（1761～64）に宝暦検地を行い、地方支配の立て直しを図ります。それに伴い法令の整備、業務の合理化、マニュアル化が進められました。「四冊御書付」編さんはその一環として行われたものです。

## 《御書付其外後規要集》（40法令159）

～代官所自らが編さんした法令集～

19世紀に入ると、代官所が自らの宰判業務に必要な法令通達類や先例となる文書をまとめるケースがありました。その代表例が吉田代官所が編さんした「御書付其外後規要集」です。文化6年（1809）ごろ最初に編さんされた12冊は、「大公儀御書付類」「破難船事」「寺社一卷」「山方一件」「諸取捌事」などの主題別にまとめられています。単なる法令集というより、代官業務の先例集ともいえるべき内容です。吉田代官所は以後も3～7年周期で続編を編さんしました。その回数は6回もしくは7回におよび、天保11年（1840、もしくは同14年）までに計25冊を完成させています（現在残るのは23冊）。ちなみに、2回目以降は主題別ではなく編年形式で編さんされています。

山口代官所では、天保7年（1836）に吉田代官所の「御書付其外後規要集」を参考に「御書付其外後規物集」を編さんしています（山口小郡宰判記録）。その他の代官所でも同様に法令集編さんが行われた可能性があります。



各法令集は、検索の便を考慮して、冊子冒頭に目録と掲載頁番号を記しています（写真右）。該当頁上部には目印の番号が記されています（写真左）。



寛文期御証文（県庁伝来旧藩記録ほか）

記録・記憶 ④

## 家臣の所蔵文書を「集める」

### 《家臣の所蔵文書を「集める」》

萩藩は家臣が所蔵する文書や各家の先祖の歴史を書き上げて藩に提出するようたびたび命じました。これにより藩は、家臣たちが所蔵する膨大な古文書、そこに記された歴史情報をみずから下に「集める」ことができました。藩はそれを使って、藩主導のさまざまな史事業を「実証的に」進め、「藩が認識する正確な歴史」を作り上げることができました。

ここでは、藩が集めた家臣たちの歴史情報、「寛文期御証文」「閥閥録」「譜録」を紹介します。

### 《寛文期御証文》

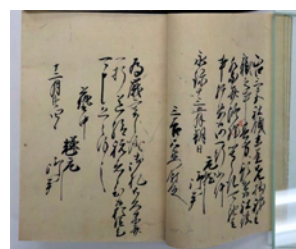
寛文5年（1665）、藩は家臣に対し、「旧記并御感状等」あるいは「御先祖様（毛利家）の御感状并御書等所持仕候ハ、二三枚にても」、その写しを作成し御宝蔵方に提出するよう命じました。これについて「相府年表」（17年表20）

には、「従公儀通鑑被仰付候由二而、従家中御証文尋被仰付」とあります。指示は、幕府による通史「本朝通鑑」編さん（寛文10年〈1670〉成立）に伴うものであったようです。

この時各家から提出されたものは現在「寛文期御証文」と呼ばれます。内容は、毛利家発給の「御感状」「御証文」を中心に、大内家や尼子家など他家発給文書も含まれます。ただし、提出したのは56家とごく一部に止まりました。「県庁伝来旧藩記録」のほか、毛利家文庫5家臣、遠用物中世にも一部残ります。

### 《閥閥録》

享保5年（1720）6月16日、当時、毛利家の御什書（伝来の重要文書）の整理を命じられていた萩藩士永田瀬兵衛（政純）は、家臣の所蔵文書を選別して藩主の上覧に供するように、との命を新たに受けました（「御意口上控」）。以後、同11年12月まで7年をかけ彼が編さ



宗瑞公百五拾回忌御忌一事記録（46吉凶10）

安永3年（1774）4月に営まれた毛利輝元150回忌法要の一件記録です。この法要は100回忌より大規模に行い、多くの家臣・領民を参加させることが意図されました。その際、各家と輝元との由緒が参加の判断材料とされたため、一件記録中には各家が提出した輝元との関係を示す文書が収録されています。こうした記録にも、家臣や領民が所蔵していた文書を見出すことができます。

んしたのが「閥閥録」204冊です。同書には萩藩士851、足軽・中間等55、百姓・町人177、陪臣41、計1124家の所蔵文書が収録されています。基本的に家ごとにまとめられ、末尾に歴代当主名と死去年月・年齢等からなる略譜が記されます。収録文書は鎌倉期から藩政期（～元禄・享保期）に及びますが、中心は元就から輝元・秀就時代（戦国期～藩政初期）のもので、毛利家以外の発給文書も多数収録されています。すでに原本が失われ本書でしか見ること出来ない文書も数多くあります。

編さん作業は、各家から所蔵文書の写（「差出原本」）を提出させ、必要に応じてそれを原文書と校合する形で進められました。写し提出に関する藩の指示は、享保5年と7年に出されており、特に7年の指示では提出すべき文書が詳しく示されています（38御意控「御意口上控」、40法令135「二十八冊御書付」）。

校合作業後、書式の統一を図り浄書本が編さんされました。享保11年、完成した冊子は「閥閥録」と命名され、春・夏・秋・冬の四箱に入れ御宝蔵に納められました。同年12月15日、編さんの功により永田は銀子三枚を下賜されています（31小々控「小々控」）。

永田は享保9年から、毛利家系図の決定版となる「江氏家譜」の編さんも担当しました。「閥閥録」編さんは、彼が担当する御手書整理や「江氏家譜」編さんの参考資料を集めるという意味を持っていました。「閥閥録」は、以後さまざまな藩の修史事業で利用されています。

## 《譜録》

「譜録」は、萩藩家臣が藩に提出した各家の家譜で、所蔵文書の写、各家の詳細な系図、代々当主の履歴などがまとめられています。萩藩家臣の系譜・略歴を知る上でこれだけ多くの情報を含むものは他にありません。「閥閥録」未収録の所蔵文書も多く収録されています。

提出は、上級家臣である一門八家から細工人・利徳雇など下級家臣に及び、計2595家分2812冊が残されています。提出時期は家により、18C中期（元文～延享期）、18C後期（明和～安永期）、19C以降（享和期・天保期）と異り、提出時期により、古譜録・新譜録・追加譜録と呼び分けたり、提出時期を元に、元文譜録、明和譜録、享和譜録、天保譜録と呼んだりします。元文～延享期に提出した家は一門、寄組、大組など上中級家臣、明和～安永期には無給通、遠近付、三十人通など下級家臣が大半を占めます。享和期、天保期に提出しているのはほとんどが一門、寄組です。

藩が「譜録」提出を命じた時期は、藩内で特別な修史事業が行われた時期と重なっており、その参考資料とするために提出を求めた可能性が考えられます。たとえば、元文譜録（古譜録）は元就一代の軍記「新裁軍記」の編さんの時期、明和譜録（新譜録）は、元就・隆元・輝元ら藩祖たちの教訓となる言葉を集めた「御教戒」（3公統123）の編さんの時期と重なります。また、享和～文化期に萩藩は、毛利本家、末家、一門、寄組クラスの由緒を書き上げた「御内々之演説之覚」（3公統136）を幕府に提出しており、享和譜録の提出指示はこの作成との関連性が考えられます。

各時期の譜録の担当役人は、元文譜録が永田瀬兵衛と坂二郎右衛門・阿部吉左衛門、明和譜録が中山又八郎、享和譜録は密用方の佐世八十郎でした。ただし、「閥閥録」のように編さん作業を行ったのではなく、雛形を考えたり、家臣たちが提出した「譜録」をとりまとめ、未提出者に催促するなどの実務を担当するものでした。このため「譜録」の書式や判型、書きぶりには家ごとの違いがあります。

\*毛利家文庫のものは請求番号のみ示しています。



家により「譜録」の判型や提出冊数に違いがあります。多くの家は1冊のみの提出ですが、関東御家人の系譜をもつ寄組熊谷家の場合、寛保3年（1743）に11冊もの「譜録」を提出しています（写真右上）。膨大な家伝文書を所蔵していました。





⇒ 20

森脇飛騨覚書・桂炭円覚書・長屋太郎左衛門覚書・老翁物語・深瀬次郎兵衛覚書（毛利家文庫）

記録・記憶 ⑤

## 戦の記憶を集める

### ～萩藩前期の戦国軍記編さん～（1）

#### 《毛利家文庫に残る「戦国軍記」》

「戦国軍記」とは、応仁の乱の終結後、島原の乱終結の寛永15年(1638)までの約160年の間に起きた争乱を描いた作品とも定義付けられています（古典遺産の会編『戦国軍記辞典』）。当館の毛利家文庫にも50種類を越える「戦国軍記」が残ります。江戸時代作成のものを中心に、近代の写本もあります（三卿伝史料にも近代の写本があります）。

#### 《装丁が共通する5点》

毛利家文庫の中に、判型、装丁が共通する5点の「戦国軍記」があります。大判（28.4×22cm）で、ウグイス色のツヤがある上質の料紙を用いた表紙、文章はていねいなくずし字で書かれ、浄書本（清書本）といった趣きです。各本が扱う時期に違いはありますが、毛利元就以降の毛利家の歴史、各地での合戦、家臣の活躍などを描く点で共通し、作成時期はいずれも初代藩主毛利秀就時代です。

5点の判型は、享保11年（1726）に完成し、のち御宝蔵で保管された「閲閲録」（シート19参照）と同じで、表紙の色は異なりますが紙質は似ています。時期は不明ですが、この5点は、藩が重要視する「旧記」として統一的な表装が施され、のち御宝蔵に納められたものでは、と推測されます。以下、各本を紹介します。

#### A. 森脇飛騨覚書 16叢書5

作者は吉川家家臣の森脇飛騨守春方（市郎右衛門尉、玄道）。天文2年（1533）生れで、元和7年（1621）に89才で死去しています。

作成年代は記されていませんが、元和7年に本書が毛利家に進上されており（「老翁物語」）、それ以前の作と考えられるものです。「元就様の合戦につき知っていることを書き記すように」との命を受け作成したといえます。

内容は、天文18年（1549）元就父子の山口訪問、同20年陶氏拳兵から元



「江毛武功記」

毛利家文庫14軍事64、5冊本。大永3年(1523)元就の家督相続から永禄12年(1569)毛利軍の九州退却までを扱う軍記です。作者も作成年も記されていません。本書の場合も、過去をよく知る古老（「吾等老躰之者」）が、しきりに依頼されたことから、見聞きたことをあらし書き記した（「及見聞之処有増書立申候事」）とするものです。これも藩政前期の作ではないでしょうか。

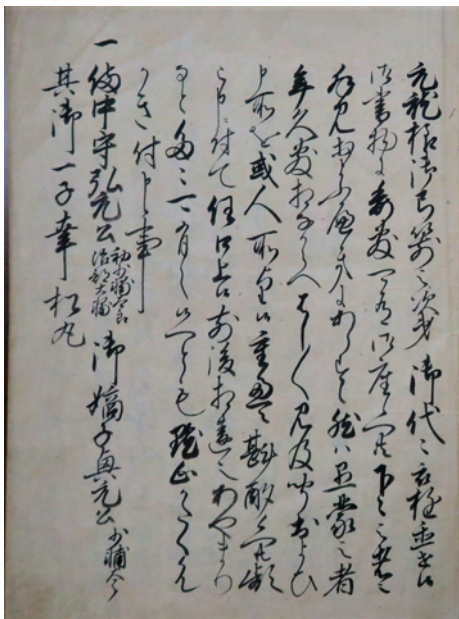
亀2年(1571)元就死去、出雲平定までを扱います。春方は天文22年、21才の時に備後・江田祝城の戦いに参戦して頸一を挙げ、以後各地で活躍しました（「森脇飛驒守首註文」〈三卿伝史料252〉）。春方39才までのことを記す本書は、老臣が50～70年前を振り返り記した回顧録といえるものです。ただし、本人自身、内容には「覚え間違いも多いだろう」と述べています。

**B. 桂炭円覚書 16叢書2 (2の1)**

作者は桂源右衛門尉元盛（炭円）。天文16年生れ、寛永14年（1637）に91才で死去しています。穂田元清（元就四男）に仕え、のち秀元（元清長男）の補佐役を務めたといひます。息子は秀元の家臣として残りましたが、元盛は養子を迎えて毛利本家に戻り、萩藩士として活動しています（『毛利家史料集』解題、「譜録」）。

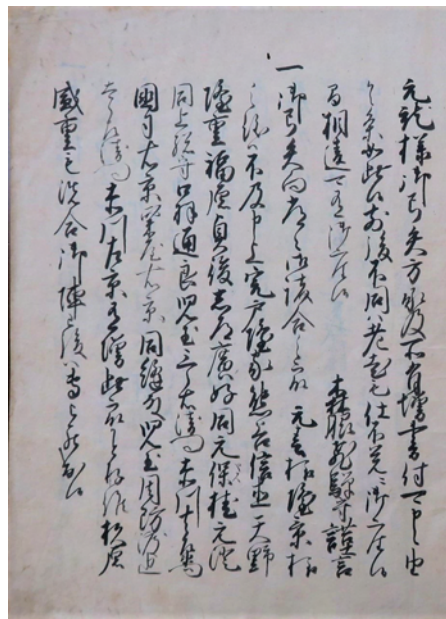
本書にも作成年代はありませんが、元和8年前後の作と考えられます（「老翁物語」）。「老翁の自分が見聞きしたことについて、『ある人』が知りたいとしきりに頼まれるので本書をまとめた」と述べています。

内容は、大永3年(1523)元就家督相続から慶長2年(1597)慶長の役までの時期を扱います。自身の経験談に止まらず、他人から聞き及んだことや、一部は他家の文書記録も参考に述べています。批評的な内容は少なく、基本的に事実を書き連ねる内容ですが、ある場面での元就の発言（「元就様御異見に」「元就様御意に」）を紹介することで、優れた武将としての元就の姿をクローズアップしようとしている部分もあります。



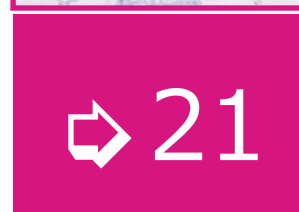
**B** 「桂炭円覚書」の前書部分（作成理由）

元就様御弓箭之次第、御代々被遊置せ候御書物に委敷可有御座候へ共、下々之者之拜見およふへきにあらす候、然ハ愚蒙之者年久敷相なからへ、はしく見及聞および申所を或人所望候、重畳斟酌候へ共、頻被申二付て任口上候、前後相違之あやまりなど多々可有之候へとも、黙止かたく候てかき付申候事



**A** 「森脇飛驒覚書」の前書部分（作成理由）

元就様御弓矢方承及所有増書付可申候由候条如此候、前後不同ハ老耄仕不覚ニ御座候間、相違可有御座候  
森脇飛驒守謹言



森脇飛騨覚書・桂炭円覚書・長屋太郎左衛門覚書・老翁物語・深瀬次郎兵衛覚書（毛利家文庫） **記録・記憶 ⑥**

## 戦の記憶を集める

### ～萩藩前期の戦国軍記編さん～（2）

(1)に続き残り3点を紹介します。

#### C. 長屋太郎左衛門覚書

14軍記51（6の1～3）

本書は、大永3年(1523)の元就の家督相続から天正6年(1578)の播磨国上月城の攻略、山中鹿之助捕縛までの時期を扱います。他の4点と比べると、合戦の記述（戦況の推移、戦闘の状況）、合戦に参加した家臣名、戦場での家臣の動向、発言などが詳しく書かれています。

作者長屋太郎左衛門就政は、「譜録」によれば、若いころ元就・輝元の側近くで仕え、元就从「就」の字を与えられ、のち輝元から知行を与えられたといい、輝元に従い朝鮮出兵にも参加しています。注目されるのは、彼が「元就・輝元公御一世之御軍談」作成を命じられ提出したとある点です。これが本書と考えられます。

「軍談之書」とは、藩主と側近による戦国時代の合戦に関する談義「軍談」の時に用いられる資料であり、「軍談」は登場

する人物の勤務評定となり、その子孫に対する藩主の認識を決定したといえます（布引敏雄「毛利関係戦国軍記の成立事情」）。

「森脇飛騨覚書」や「桂炭円覚書」が老臣の回顧録といえるのに対し、本書の場合、当初から「軍談之書」として作成された点が特徴です。作成時期は記されていませんが、「譜録」によれば、寛永9年(1632)には就政はすでに息子に家督を譲っていたようなので、（隠居後の作でなければ）遅くともそれ以前と考えられます。輝元が死去する寛永2年以前にはすでに作成されていた可能性もあるのではないのでしょうか。

#### D. 老翁物語 16叢書54（2の1～2）

A「森脇飛騨覚書」とB「桂炭円覚書」をもとに、新たな内容を加え編さんしたものです。家臣の所蔵文書を参考にした部分もあります。扱う時期は、基本的にB「桂炭円覚書」同様、元就の家督相続から慶長



活字化されている  
「戦国軍記」

5点の中には刊本になっているものがあります。B「桂炭円覚書」とC「老翁物語」は戦国史料叢書『毛利史料集』（人物往来社 昭和41）に、A「森脇飛騨覚書」は同『中国史料集』（同）に収録されています。なおCは、戦記資料『中国地方戦国軍記集』（歴史図書社 昭和55）にも収録されていますが、底本が後半部分のみのもので、「老翁物語」の完全版ではありません。

2年(1597)慶長の役までです。

元和7年(1621)、A「森脇飛驒覚書」が輝元に進上され、老臣たちとこれを読んだ輝元は、毛利本家や家臣たちの活躍が十分に描かれていないとの感想をもち、新たな記録の作成を命じました。ところが、命じられた老臣内藤元栄が翌年死去、このため輝元近習がこれを引継ぎ完成させたのが本書でした。

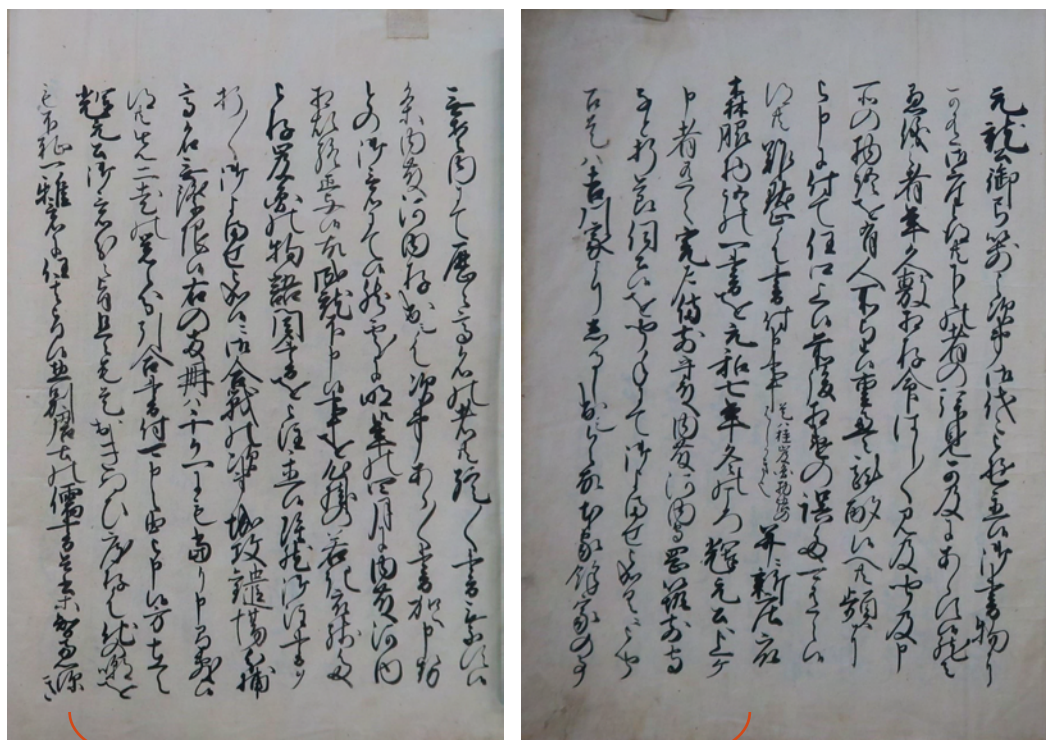
A・Bからの引用ではない、新たに加えられた内容、条文の中には、読む者に教訓を伝えるような箇所があります。「賞罰を正しく行い、家臣を登用すること」「他人の意見を聞くこと」「親への孝行、兄弟仲の大切さ」「神仏への帰依」などで、中国の古典や元就・輝元の発言・行動が引用されます。教訓書的な性格をもつことが本書のひとつの特徴ともいえます。

作成年や作者の記載はありませんが、従来、寛永元年(1624)、小田木工允の作とされています。小田木工允は輝元近習（あるいは祐筆か）を務めたと考えられる人物です（「小田奎允起請文」三卿伝史料1288）。

なお、これまで「老翁物語」の異名同本とされてきた「小田木工允覚書」は、「老翁物語」とは一部異なる内容をもっています（16叢書52、16叢書53〈2の1～2〉の3冊でワンセット）。藩士佐々部家先祖の活躍などを記した10か条が新たに加えられており、佐々部家版「老翁物語」とも呼べるものです。「老翁物語」の利用され方として興味深いケースです。

#### E. 深瀬次郎兵衛覚書 16叢書59 (2の2)

本書は、萩藩一門宍戸家の家臣深瀬次郎兵衛が、宍戸家4代当主就附の命を受け、慶安元年(1648)に作成したものです。扱う時期は5点の中ではもっとも長く、大永3年元就の家督相続から、文禄・慶長の役、関ヶ原の戦い、大坂の陣、そして元和5年(1619)の広島陣（広島城受取）までです。宍戸家および宍戸家家臣の動向を中心に書かれおり、作成時期が他の4点より遅い点も注目されます。



#### D 「老翁物語」の前書部分

「老翁物語」の作成経緯が説明されています。元和7年(1621)に進上された「森脇飛驒覚書」を読んだ輝元が、内容に不満を感じ老臣内藤元栄に新たな記録の作成を命じたこと、ところが翌年内藤が死去し、それを残念に感じた「若き衆」により編さんが再開されたこと、まず「森脇飛驒覚書」と「桂桂岬円覚書」が編さんのベースとされたこと、などがわかります。本文第12条にも作成経緯に関する記述があります。



22

森脇飛騨覚書・桂炭円覚書・長屋太郎左衛門覚書・老翁物語・深瀬次郎兵衛覚書（毛利家文庫）

記録・記憶 ⑦

## 戦の記憶を集める

### ～萩藩前期の戦国軍記編さん～（3）

#### 《共通点と相違点》

表装が統一されている5点の「戦国軍記」。これらは、あるいは御宝蔵に納められていたとも考えられるものです。それらの共通点と相違点、作成された時代背景などについて考えてみます。

#### ①作成時期：

5点は、萩藩初代藩主秀就の時代に作成されたもの、藩政前期の早い時点での作という点で共通します。

ただし、A「森脇飛騨覚書」、B「桂炭円覚書」、C「長屋太郎左衛門覚書」、D「老翁物語」の4点は元和～寛永前期頃、父輝元（宗瑞）の存命期（輝元は寛永2年死去）あるいはそれに近い時期の作であるのに対し、E「深瀬次郎兵衛覚書」はそれより20年以上遅い、秀就の晩年期（慶安4年〈1651〉秀就死去）の作という違いがあります。秀就時代、「戦国軍記」の作成時期には2つの画期があるようです。

#### ②作者：

作者は、B「桂炭円覚書」、C「長屋太郎左衛門覚書」、D「老翁物語」が萩藩士、A・Eが吉川家、宍戸家家臣（萩藩からみて陪臣）という違いがあります。A・Eは、それぞれの主家とその家臣の動向が詳しい点が特徴です。

#### ③特徴：

A「森脇飛騨覚書」とB「桂炭円覚書」は、一老臣（藩政期以前の戦場経験者）が、過去を振り返り記したものの、回顧録としての性格があります。両人とも、「すでに年を取り、覚え違いや間違いもあるだろう」という意味のことを述べています。C「長屋太郎左衛門覚書」の場合、元就・輝元近習も務めた家臣が、「軍談之書」の作成を命じられたものである点が特徴です。D「老翁物語」は、輝元の意向を受けて作成されたもの、A・Bを元にした二次創作物、教訓書としての性格をもつといった特徴があります。E「深瀬次郎兵衛覚書」



大内殿滅亡之次第  
（言延覚書）  
多賀社文庫152・153

本書は、慶長20年（元和元年・1615）、山口の多賀社大宮司高橋言延（このぶ）が輝元の命を受け、大内氏の滅亡にいたる歴史を書き記し提出したものです。言延は75才、「覚之分如此候」とあり、過去の歴史をよく知る古老の覚書という性格のものです。このころの輝元が、過去の歴史を知る記録を求めていた一例を示すものでもあります。『山口県史 史料編』中世1収録。

は、宍戸家中心の記述であり、深瀬自身が奥書で述べているように、宍戸家、宍戸家家中のために作成されたものでした。

### 《輝元晩年期に作成された「戦国軍記」》

秀就時代、特に父輝元がまだ存命であった元和～寛永前期（輝元晩年）に多くの「戦国軍記」が作成された背景を推測してみましょう。

秀就は輝元43才の時に生まれた待望の長男でした。関ヶ原敗戦後の慶長5年(1600)12月、輝元は剃髪し、6才の秀就が家督を相続、翌6年から秀就は江戸住まいを命じられ、以後同16年(1611) 17才で初入国が許可されるまで親元を離れ江戸で暮らしました。よく知られていますが、このころの秀就は生活態度が悪く（大酒、夜更し）、他人の意見を聞かない、家臣にことさら大柄な態度をとる、厳しすぎるなど「行規（行儀）」の悪さが目立ちました。

慶長18年12月、輝元は江戸にいる毛利秀元や福原広俊に書状を送り、秀就の「行規」を正すよう依頼しています（毛利家文書1157）。その中で輝元は、自分は13才の時から祖父元就の下できびしく躰けられたこと、秀就には先祖以来の毛利家の風習（「先祖以来分国

ならい」）、元就様がかつて戒められたこと（「日頼様御いましめ」）を大切にしてほしいと述べています。輝元は、江戸暮らしの長い秀就が、江戸で見聞きする考え方に染まっていくことに不安を感じていたと考えられます。

元和元年(1615)大坂の陣が終わり、徳川の世が固まると、60代の輝元は、20代の秀就にこれまできちんと伝えることができなかつた元就と毛利家の歩み、元就・毛利家が何を大切に考え、家臣たちとどのような関係を作り上げてきたのか、その歴史を知り、それを踏まえて毛利家当主としてふるまってほしいという思いを強くしたと考えられます。

輝元晩年、元和～寛永前期に多くの「戦国軍記」が作成され、また輝元自身がそれを求めたのは、ひとつには、そうした輝元の思いを前提とすると理解しやすいと思われます。

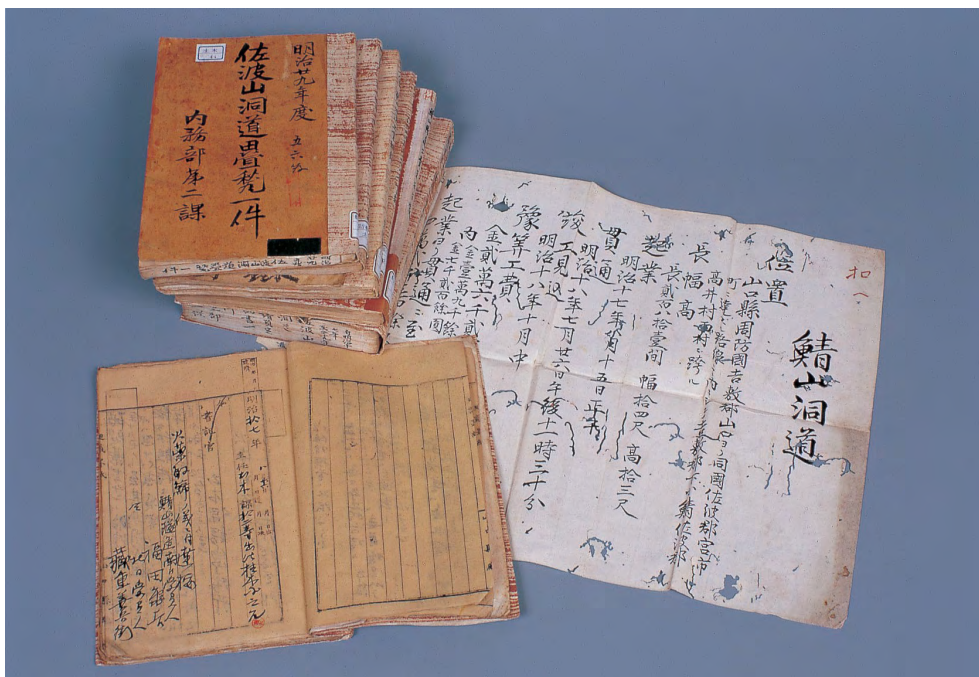
輝元は寛永2年(1625)73才で逝去します。秀就31才。秀就は、曾祖父元就にまつわるエピソード、父が歩んだ毛利家の歴史を、直接父から聞く機会を永遠に失いました。Eを除く4点の「戦国軍記」は、その価値を高めることになつたのではないのでしょうか。

### ○「老翁物語」上 第52条「聖賢の御代之事」

一 聖賢の御代にも右之分に御一族・家老衆懇切の者共の子孫、又自他国之者氏系図にもよらず、太守御賢察を以被成御見立被召出、肝要之御用に立させられ候事古今不可勝計候……元就公御覧し被立候御手子衆にも、あたおろそかなるハ無御座候、其故御家をも広大に被召立、御国も能治り申候、近代にも輝元公御慈悲深長に賞罰正敷被仰付、被懸御目たる衆歴々に候、其内佐世宗孚などハ他国衆に候へ共、御賢慮を以久敷御用段被仰付、高麗陣之御留守居被仰付無異儀被遂其節に付て、秀吉公も日本諸大名之内に臣下三人の名誉之内と被成御褒美たる由候（下略）

○これは「森脇飛騨寛書」「桂炭円覚書」にはない、「老翁物語」で新たに加えられた条文です。中国古代の例も引用しつつ、家臣登用の重要性を語る内容です。

○毛利家の場合、元就が身分の低い手子衆までおろそかにせず人材登用を図り、それにより領国を拡大でき、国をよく治めることができたこと、輝元も賞罰を正しく行い、人材を登用し、中でも他国者にもかからわず佐世元嘉を登用し（佐世家は元尼子家臣）、のち朝鮮出兵時には彼に広島城の留守を任せ、秀吉も全国の三臣下のひとりとして絶賛したことを紹介しています。



人  
集まる  
モノ  
集める  
記録・記憶  
と  
文書館資料

⇒ 23

「佐波山洞道掘削事業一件」（県庁戦前A土木30～38、43・44）

記録・記憶 ⑧

## 記録を集める～近代山口県の土木事業～

### 《トンネルを掘った記録》

山口市と防府市の境界に位置する国道262号佐波山（鯖山）トンネル。山口方面の上り線トンネルは、明治20年（1887）に竣工した隧道を拡幅したものです（トンネルは「隧道」「洞道」とも呼ばれていました）。全長515.8m、明治期の道路隧道としては国内で三番目に長いものでした。

工事を指揮したのは植木平之丞（萩出身）。工部大学校土木工学科卒業と同時に山口県に着任、萩・明木間の鹿背隧道（明治17年開通、国登録有形文化財）の設計にもあたった県土木技師です。植木は三井鉱山三池炭鉱の技師として、三池港の整備（国内唯一の閘門式港湾、明治41年竣工）にあたるなど近代日本を代表する土木技師としてその名をとどめています。

当館には、佐波山トンネルの工事内容の詳細に関する複数の記録が残されています。それによると、掘削のベースとなったのは伝統的な鉱山技術でした。坑道や抗口を頑丈に巻きたてる石工の技術が重宝され、周防大島久賀の棟梁福田亀吉や

山口の鉱山経営者蔵重善兵衛配下の石工が腕を振るったのです（彼らは琵琶湖疏水の工事に携わっていました）。生産開始間もない小野田セメントも用いられました。

史料から、掘削にあたってダイナマイトや削岩機が用いられ、柏木幸助（三田尻の発明家）・藤岡市助（岩国出身の電気技術者）・田辺朔郎（琵琶湖疏水を設計した土木技術者）らの支援があったことがわかります。

この工事が、伝統技術に加えて近代的な技術が導入されたハイテクプロジェクトであったことを伝えてくれます。



▲大正期と思われる佐波山トンネル抗口（荒瀬家文書306-9）



絵はがき「関門海底トンネル」〈文書館図書726-58-181〉

鉄道による関門海峡連絡。明治以来、土木技術の粋を結集して、「架橋」「トンネル掘削」の両面からその速成がめざされました。世界最初の海底鉄道トンネルとして完成したのは昭和17年（1942）。その記念絵はがきには、この隧道掘削を可能にしたシールド工法の概略を紹介したシートも含まれています。

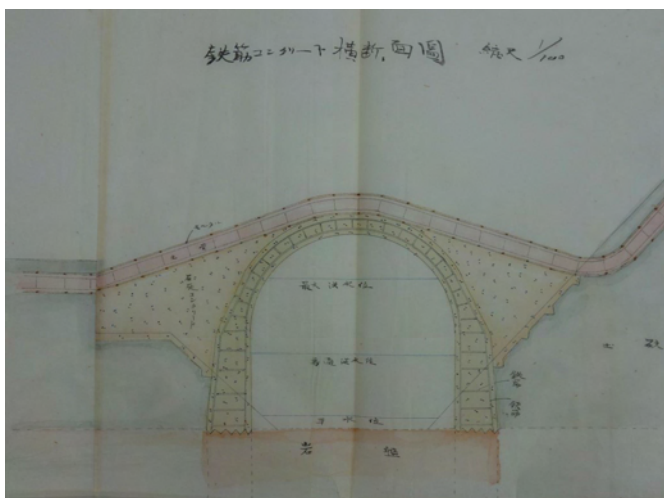
## 《水を集めた記録》

天候に大きく左右されるとは言え、水の安定的な確保こそが農作物の生産にとっての最重要課題でした。

明治32年（1899）の耕地整理法成立を機に、各地で耕地整理組合が結成されました。補助金が投入され、土地改良や大規模な灌漑が推し進められ、新たな農地が生み出されることになり、さらに、用水確保のために、溜池が築造され水路が張り巡らされていきます。

当館蔵の重要文化財山口県行政文書・戦前 A 農業の中に、県下各地の耕地整理組合の活動に関する数多くの簿冊があり、議事録や工事記録が集められています。

写真は「豊浦郡西市村台耕地整理組合」（県庁戦前 A 農業2021）に綴じ込まれた用水路工事に関する図面の一部です。高地にあった西市村台が原（現下関市）で実施された溜池や水路の築造に関する記録です。高台に溜池を整備して、高低差により水勢を生み出し、広いエリアに農業用水を行き渡らせようとするものでした。写真は川を横切る水路を支えたコンクリート製水路橋の断面図です。こうして運ばれた水が耕地を潤し、畑地が水田に切り替えられることになりました。



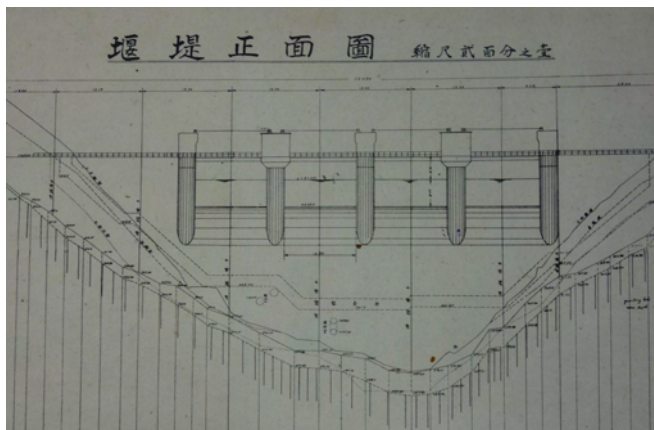
▲台が原サイホン断面図（大正6年築造）

## 《水を利用した記録》

昭和十年代、錦川・厚東川・木屋川などを舞台に河川総合開発事業が積極的に推進されました。アメリカのニューディール政策の影響を受けた恐慌対策事業の一面もありましたが、戸塚九一郎知事の下に利水調査委員会が組織され、ダム建設を中軸に、工業用水の確保、発電、治水などが企画されました。

その詳細は当館が所蔵する河川課・河水課・利水課・企画課作成の県庁文書に集積されています。文書記録のほかに、このプロジェクトを知る手がかりとして、写真や図面で構成された「錦川利水第一期工事写真帳」（山本家文書〈山口市〉11）もあります。

竣工時に作成された記念写真帳と文書記録とをあわせて読み解くことによって、大規模な建築工事や土木工事に取り込まれていた最先端の技術や関係者の熱誠、そして時代の雰囲気を読み取ることができます。

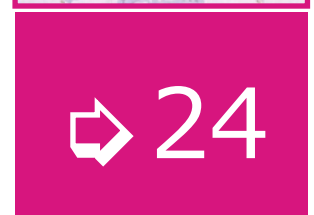


▲向道ダム（堰堤正面図と放水試験写真）



▲竣工式当日（昭和15年11月27日）の間上〈はざかみ〉発電所





葉袋（佐川家文書（大島町）645・646・647・663・668）

記録・記憶 ⑨

## 集めて考えよう

《疑問を解決するために》

小学生、中学生、高校生のみなさん。普段、「あれ？、どういうことなんだろう？」と疑問に思ったりすることはありませんか。そんな時、どうすればその疑問を解決することができるのでしょうか？

その方法は様々で、例えば、図書館に行き、関連する本を探して調べるとたくさんの情報が得られます。また、博物館に行けば標本などの資料を見て疑問点を確かめることができます。その他、現地に足を運んで観察したり、専門家や実際に体験した人に直接聞いてみるのも良いでしょう。

このように色々な方法がある中で、関連する資料や情報をたくさん「集める」ことで疑問の解決に向けてのヒントが得られることもあります。このような時には文書館での調査が有効です。

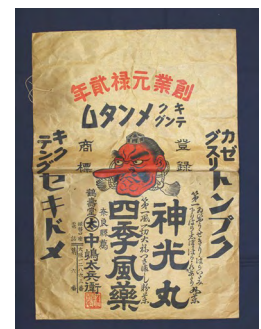
文書館には50万点を超える、文書や記録が保存されています。その中には「古文書」と言われる古い記録もあれば、明治

以来の県庁で作成された公文書、その他、雑誌、新聞、ポスターやチラシなど色鮮やかな刊行物などもあります。きっと、みなさんの関心があるテーマについての資料をたくさん探し出すことができるでしょう。

《たくさん集めてみよう》

例えば、スポーツの歴史が気になった場合を考えてみましょう。

新聞や雑誌にはたくさんの広告が出ていますよね。その中にはスポーツに関する広告もあります。「広告」に注目して新聞や雑誌を丁寧にめくり、現在から過去に遡って、できるだけ多くのスポーツに関する記事を拾い集めてみてはどうでしょう。「○○対○○」といった対戦カードのお知らせが載っているかもしれません。あるいは運動用具の広告が出ているかもしれません。現在から平成・昭和・大正・明治・・・と時代を遡ってたくさん拾い集めていくと、一つひとつは簡単な記事でも、たくさん集まるときっと現在との違いやその時代ならではの事柄に気が付くことでしょう。



葉袋（佐川家文書（大島町）648）



置き薬が収納された大きな厚袋には、配置された薬の数量と使用量が記録されています。使用した分の料金を支払いました。

《置き薬について調べるために》

ここでは、置き薬について調べるために、薬袋を集めてみました。置き薬というのは、あらかじめ得意先に薬を置いておき、次回訪れた時に使った分だけの料金を徴収するというものです。これにより、交通の便の良くない地域へも薬が届けられるようになり、庶民の健康が守られました。山口県では伊佐（美祢市）の売薬が有名でした。

薬袋はデザインに工夫が凝らされており、ネーミングも面白く、見るだけでも楽しいのですが、注意して見ると「○○丸」、「○○円（圓）」、「○○散」、「○○湯」などの名前が付けられたものが多いことに気がきます。では、名前でも薬袋を分類してみましょう。

【丸】の仲間



超世丸

神仙消毒丸

ピストル丸

【円（圓）】の仲間



熊胆円

セメン円

五龍円

【湯】の仲間



葛根湯

びわやう湯  
(枇杷葉湯)

内補順血湯

【散】の仲間



実母散

サントニーネ散

そめいさん  
(蘇命散)

【膏】の仲間



日の出かう

亀田すいだし膏薬

フラシン軟膏  
ロイヒ膏

現在、市販されている薬にも思い当たるものがありますね。「この名前には何か意味があるのだろうか?」。これは貴重な気づきで、ここからは参考図書での調査です。

これによると名前の違いは薬の製造方法や用法の違いをあらわし、「散」は粉薬である散薬に、散薬では苦いので丸めて飲みやすくしたのが丸薬で、「丸」の名が付けられました。「円（圓）」もこの仲間です。「湯」は煎じての飲む煎じ薬に、「膏」は薬を練って布や紙などに塗りつけて貼る膏薬に付けられた名前です。「軟膏」はチューブやパックなどにいった軟らかい膏薬ということですね。

注意してみると名前の他にも色々気が付きます。「薬の袋の裏に切手みたいなのが貼ってあるけどこれは何だろう」(右下)。「薬袋を入れてある大袋には薬の名前や数量が手書きされている。薬の使用量のようなけど、一番よく使われたのはどんな薬だろう。これにより家庭内で日常起きやすい病気の種類が分かるかもしれないなあ。「山口県文書館の例だけでなく、他の県の薬袋はどうだろう、集めてみたら違いがあるだろうか。「時代の変化により薬も変化しているのかな」。色々な疑問がわいてきます。

さあ、資料をたくさん集めて、それらを注意深く観察し、考えてみましょう。資料を通じた素敵な出会いがきっとあることでしょう。



麝香円(裏)